

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長崎県は、地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及び生体認証(又は「ID及びパスワード」)によるアクセス制限、利用可能機能の制限、システム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じる。
- ・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除く外部への情報資産の送付及び持出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏えいに対する対策を講じる。
- ・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において長崎県個人情報取扱事務委託基準に基づく別記個人情報取扱特記事項を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。

評価実施機関名

長崎県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年6月12日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務
②事務の内容 ※	<p>【概要】 長崎県は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち、県税の賦課徴収に関する事務を行う。</p> <p>【具体的内容】 地方税法等の規定に基づき、納税者からの申告及び届出等による課税管理業務、収納・還付・充当等を行う収納管理業務、滞納情報による督促状等の送付や滞納整理等の滞納管理業務を行う。（※事務の流れ及び詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照）</p> <p>【課税管理事務】</p> <p>A 納税者から提出される申告書等を受け付け、内容の確認を行う。 B 納税者が他機関(税務署、市町)に申告を行う。 C 他機関から申告情報の提供を受け、確認を行う。 D 必要に応じて、納税者や申告書等の内容について、調査を行う。 E 納税者に納税通知書を交付する。 F 納税者から提出される減免申請書を受け付け、減免要件の確認を行う。 G 納税者に減免決定通知書等を送付する。</p> <p>【収納管理事務】</p> <p>H 納税者が金融機関等に納付し、金融機関等から県へ納付情報の通知を行う。 I 納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。 J 納付額が課税額より多い場合は超過額を還付し、還付通知書を送付する。 K 納税者から納税証明書の交付申請書を受け付け、確認を行う。 L 納税証明書を納税者に交付する。</p> <p>【滞納管理事務】</p> <p>M 督促した納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う。</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	県税総合システム
②システムの機能	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収に関する電算処理を行う。具体的には以下のシステムで行う。</p> <p>1. 課税管理システム: 課税、減免等の課税管理業務 2. 収納管理システム: 収納、還付、充当、納税証明等の収納管理業務 3. 滞納管理システム: 督促状送付や滞納整理等、滞納管理業務 4. 宛名管理システム: 納税者の宛名情報の管理業務</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (長崎県電子県庁システム)</p>

システム2

①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>1. 宛名番号付番機能: 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。</p> <p>2. 宛名情報等管理機能: 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。</p> <p>3. 中間サーバ連携機能: 中間サーバ又は中間サーバ端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能。</p> <p>4. 既存システム連携機能: 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。</p>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（中間サーバ）
システム3	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>中間サーバは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得（※1）や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 ※1セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 符号管理機能：情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能：情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 3. 情報提供機能：情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能：中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システム（媒体連携）との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能：特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能：特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能 7. データ送受信機能：中間サーバと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能：特定個人情報（連携対象）の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能：中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能：バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（

システム4									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(※都道府県サーバ部分)								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本人確認情報の更新: 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバ(市町村CS)を経由して通知された本人確認情報の更新情報をもとに当該ファイルを更新し、全国サーバーに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 都道府県の執行機関への情報提供: 都道府県の執行機関による住民基本台帳法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号または基本4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 3. 本人確認情報の開示: 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 機構への情報照会: 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号または4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 5. 本人確認情報検索: 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 本人確認情報整合: 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
システム5									
①システムの名称	国税連携システム								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、全都道府県及び全市町村が会員となっている地方税共同機構が構築したeLTAX(地方税ポータルシステム)を構成するシステムのひとつであり、平成23年1月から運用開始されている。 ・個人事業税賦課徴収のため、国税庁のe-Taxに申告された所得税確定申告書等にかかるデータ(以下、「国税連携データ」という)をeLTAX(地方税ポータルシステム)を通じて受信している。各地方公共団体では、国税連携システムを利用して受信した国税連携データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行うことができる。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 確定申告データ(e-TAXデータ、KSKデータ)ダウンロード機能 2. 確定申告イメージデータ(KSKイメージデータ)ダウンロード機能 3. 確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能 4. 団体間回送機能(地方公共団体からの他の地方公共団体に所得税申告書等データを回送する。) 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									

(別添1) 事務の内容

※別紙参照

(備考)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
県税総合システムデータベースファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	長崎県税に係る納税者及び課税調査対象者
その必要性	県税の公平・公正な賦課徴収及び効率化を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報を保有。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1. 個人番号およびその他の識別情報: 課税対象者を正確に特定するために保有 2. 5情報および連絡先: ①賦課決定に際し課税要件を確認するため、②納税通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡等のため。 3. 国税関係情報: 課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため。 4. 地方税関係情報: 課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため。 5. 障害者福祉関係情報: 障害者に対する税の減免等の決定を行うため。 6. 生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護者に対する税の減免等の決定を行うため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	長崎県総務部税務課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (福祉保健課、障害福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (税務署(国税庁)、デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県、市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()

②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (国税連携システム)				
③入手の時期・頻度	○随時入手する事務 ・個人事業税の課税に関する事務「年間を通して入手」(※国税連携システムにより、国税庁からeLTAX(地方税ポータルシステム)を経由して、電子データにより国税連携データを日次で受信している。) ・申告及び届出時:「申請等を受け付けた都度」 ・納税者の特定時:「実務上、納税者の特定が必要な都度」				
④入手に係る妥当性	○随時入手する事務 ・個人事業税を課税するため、国税連携システムにより、国税庁からeLTAX(地方税ポータルシステム)を経由して、電子データにより国税連携データを入手している。 ・新規の申告又は届出については、まず本人からの紙または電子の申告及び届出等を原則としており、これを受け付けることにより、課税事務等に必要な情報を随時入手する。 ・その後、必要に応じて、納税者としての判断材料となる申告及び届出等の情報の確認を行うため、市町村、庁内他部署又は情報提供ネットワークシステム(中間サーバ及び団体内統合宛名システム)を通じて納税者の特定等の確認を随時行う。 ・申告及び届出に関する事務のその後の事務として、県税の減免事務等があり、これについても本人からの申請を前提とするが、本人の申請にかかる負担を軽減するため、減免事務に必要な情報を市町村、庁内他部署又は情報提供ネットワークシステム(中間サーバ及び団体内統合宛名システム)を通じて随時入手する。				
⑤本人への明示	・個人事業税、不動産取得税、自動車税環境性能割、自動車税種別割の賦課に必要な情報は、地方税法第72条の55及び第72条の55の2、第73条の18、第160条各項、第177条の13各項等の規定により、入手することが明記されている。 ・産業廃棄物税の賦課に必要な情報は、長崎県産業廃棄物税条例第11条及び第14条の規定により、入手することが明記されている。 ・番号法第19条各号の規定による特定個人情報の提供を制限されない場合の入手についても、明記されている。				
⑥使用目的 ※	県税の公平・公正な賦課徴収事務及び効率化				
変更の妥当性	—				
⑦使用の主体	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="328 1292 467 1364">使用部署 ※</td> <td data-bbox="467 1292 1525 1364">長崎県総務部税務課、長崎県の各振興局税務部(税務課)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1364 467 1456">使用者数</td> <td data-bbox="467 1364 1525 1456"> <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上 </td> </tr> </table>	使用部署 ※	長崎県総務部税務課、長崎県の各振興局税務部(税務課)	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上
使用部署 ※	長崎県総務部税務課、長崎県の各振興局税務部(税務課)				
使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上				
⑧使用方法 ※	1. 課税管理に関する事務 ・申告及び届出等による情報から課税管理事務を行う。 2. 収納管理に関する事務 ・収納及び課税等の情報から収納、還付、充当などの収納管理業務を行う。 3. 滞納管理に関する事務 ・滞納者情報から滞納管理業務を行う。 4. 宛名管理に関する事務 ・納税者の宛名情報の特定や突合を行い、宛名管理業務を行う。				
情報の突合 ※	○「1. 課税管理に関する事務」 ・県税の減免決定等を行うため、本人から提出された減免等に係る申告書等の内容と、庁内他部署又は情報提供ネットワークシステムから入手した障害者関係情報又は生活保護関係情報との突合を行う。 ○上記1～3にかかる「4. 宛名管理に関する事務」 ・納税者の確認(納税者の特定等)を行うため、当該システムにおける宛名情報と他の団体(市町村)、庁内他部署及び情報提供ネットワークシステムから入手した納税者関係情報の突合を行う。				
情報の統計分析 ※	納税者の障害者情報、生活保護情報について、税の賦課徴収に関する統計や分析は行うが、特定個人情報をを用いて特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。				
権利利益に影響を与え得る決定 ※	・障害者関係情報により税の減免決定等を行う。 ・生活保護関係情報により税の減免決定等を行う。				

⑨使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] (2) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	県税総合システム運用保守業務	
①委託内容	県税総合システムの運用管理、バッチ処理、オンライン稼働監視、障害対応及び軽微な仕様変更等を行うシステム運用維持管理業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	長崎県税に係る納税者及び課税調査対象者
	その妥当性	県税総合システムの安定的な運用管理のための委託であり、県税に係る特定個人情報ファイルの全体の情報を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	長崎県ホームページにて公表している。	
⑥委託先名	NBC情報システム株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2	国税連携システムの構築・運用等	
①委託内容	国税連携システムの構築・運用等のサービスを提供する業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	各税法の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(所得税申告書の申告者等)で、都道府県に事務所又は事業所を有する者が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者
	その妥当性	当該システムを所有する機関から認定委託された事業者を通じ取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN))	
⑤委託先名の確認方法	入札情報・契約情報として、長崎県ホームページにて公表している。	
⑥委託先名	株式会社TKC	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[] 再委託する [] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	・原則として、委託先は他者へ再委託し、又は請け負わせてはならず、長崎県が承認した場合のみ例外的に認めることを契約書において定めている。 ・再委託を承認する条件として、委託先と同等の個人情報保護の体制を整えていること、及び長崎県情報セキュリティポリシーを遵守することを条件としている。また、委託先と再委託先との間に個人情報保護等の守秘義務を含む契約を結ぶこと、及び再委託先からの更なる再委託することを禁止する旨を契約書に明記している。
	⑨再委託事項	運用における現地作業、問い合わせ対応等。
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない	
提供先1	他の都道府県	
①法令上の根拠	番号法第19条第10号	
②提供先における用途	個人事業税の賦課事務	
③提供する情報	本県で賦課しない者に係る所得税申告書等データ(国税連携データ)	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国税連携システムで入手した所得税申告書等データのうち、本県で賦課しない所得税申告者等	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (国税連携システム)	
⑦時期・頻度	他都道府県が賦課する者であったことが判明した場合に送付する。(随時)	
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		

<p>③消去方法</p>	<p><県税総合システムの運用における措置> ①データについては、システムにて消去する。 ②申請書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を行う。</p> <p><国税連携システムにおける措置> ・国税連携データの消去については、操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により実施する。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は長崎県からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p>
<p>7. 備考</p>	
<p>-</p>	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

※別紙参照

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
県税総合システムデータベースファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法に基づいて提出される納税申告書は、申告納税方式によるものであることから、納税者本人（本人の代理人としての税理士）が記載して提出するものであり、当該納税申告書においては、当該納税者の情報しか入手することはできない。 ・他の機関や庁内他部署から情報を入手する際も、対象者以外の情報を入手しないよう、1件ごとに住所等が課税対象者と合致するかを確認する。 ・国税連携システムにより、eLTAX(地方税ポータルシステム)から送信される情報は、所得税申告書等に記載・入力された納税地により送信先が判定され対象者の情報のみ送信される仕組みとなっている。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者等が各税法の規定に基づき、納税申告書、申請・届出書を提出する場合、法令・通達により手続きに必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手の防止に努めている。 ・また、他の機関や庁内他部署から情報を入手する際も、法令・通達等に基づいた賦課徴収に必要な情報のみを取得することとしており、その情報の入手は、担当業務により限定された税務職員（会計年度任用職員等を含む。）が、法令・通達等に基づいて入手する場合に限られる。 ・国税連携システムにおいては、アクセス権限を与えられた税務職員（会計年度任用職員等を含む。）のみしか操作することができず、その情報を入手する際は、必要な情報しか入手することができないようシステムで制御されている。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業税課税調査対象者の住所変更等により、他の都道府県に課税権がある情報が提供される場合があるが、その場合は国税連携システムの団体間回送機能により該当する都道府県に提供される。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者等が地方税法等の規定に基づき、個人番号付きの納税申告書、申請・届出書を提出する際には、法令・通達において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、納税者本人は、個人番号の記載が必要であると認識した上で納税申告書等を提出することとなる。 ・国税連携システムによる国税連携データの入手については、eLTAX(地方税ポータルシステム)からの受信のみであり、それ以外の方法での入手はできない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人から個人番号を入手した場合、以下の①から③までのいずれかの書類の提示等により、本人確認を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ①個人番号カード ②通知カード及び運転免許証等写真の表示により本人を特定できる書類 ③以下のア及びイの書類の提示を受けること等 <ul style="list-style-type: none"> ア：個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書 イ：写真の表示等により本人を特定できる書類 ・代理人から個人番号を入手した場合、以下の(1)から(3)までの書類の提示を受けること等により、代理人による本人確認を行う。 <ul style="list-style-type: none"> (1)委任状等の代理権を明らかにする書類 (2)写真の表示等により代理人を特定できる書類 (3)個人番号カード等の本人の個人番号・氏名等が記載された書類(写し)
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>個人番号カードの提示、もしくは通知カードと身分証明書の提示を受けて、個人番号の真正性の確認を行う。以前に取得した個人番号が変更されていないか、申告書及び届出書提出の際にチェックを行い、変更があれば修正を行う。また、必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、個人番号の確認を行う。</p>

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・長崎県特定個人情報等の保護に関する取扱規程第6(特定個人情報等の取扱い)を遵守し事務処理を行っている。 ・書面の場合、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送などの場合は担当所属名および所在地を明記して、当該所在地あてに郵送してもらう。 ・国税連携システムによる国税連携データの受信は、専用回線のLGWAN回線を使用している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
－	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	団体内統合宛名システムにおいては、個別業務において管理する特定個人情報を保持しない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	県税総合システムから中間サーバ及び団体内統合宛名システムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要な情報のみに制限する。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システムを利用する必要がある職員及び委託先従業員を特定するとともに、当該職員の職務内容によりアクセスできる情報を制限しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ユーザID及び顔認証若しくはパスワードによる認証を行う。 ・個人を特定する観点から、共用IDの利用を禁止する。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①ユーザID/パスワードの発効管理 ・部署及び業務別にアクセス権限を管理している。 ・業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、業務に必要なアクセス権限のみ付与している。 ②失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職情報を電子県庁システムから取得し、アクセス権限を更新することで、異動退職者のユーザIDを失効させる。 ・退職者についても個別にアクセス権限を剥奪している。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・共用IDは窓口用のみ機能を限定して発行し、それ以外は職員個人に対して発行している。 ・特定個人情報への不要なアクセスがないか、ログを毎月確認している。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を電子県庁システムから取得し、アクセス権限を更新することで、異動退職者のユーザIDを失効させる。 ・退職者についても個別にアクセス権限を剥奪している。

特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を含むデータの閲覧及び使用についての操作ログの記録を行う。 ・操作ログは、誰が、いつ、何を行ったかを記録する。操作ログは7年間保管する。 ・不正なアクセスがあった恐れのあるときは、ログ解析を行い、操作者を特定することとする。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県税総合システムでは、職員の職務内容に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務に不必要な処理を行えない仕組みとしている。また、前記の職務内容に応じてアクセスできる情報を制限している。 ・業務外の利用の禁止等や業務情報の漏えい等について、セキュリティ対策に関する文書により周知を図るとともに、研修時にも指導を行っている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の職務内容によりアクセスできる情報を制限しており、業務に不必要な処理を行えない仕組みにしている。また、バックアップ処理の実行権限を持つ者も限定するとともに、不正に複製されるリスクへの対応としてセキュリティ責任者から許可を得た職員以外は特定個人情報ファイルを複製できないようにしている。 ・データのバックアップはサーバーから外部記憶装置に行われるが、サーバーおよび外部記憶装置は強固な柵に固定されおり、また、入退室管理及び施錠管理がなされている部屋に設置されているため、当該機器にアクセスできる者は限定されている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認

<長崎県における措置>
 ・委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得、若しくは、ISMS認証の取得を要件とする。
 ・個人情報の管理及び実施体制について報告を求めている。

<国税連携システムにおける措置>
 ・国税連携システムの運営に関する業務は、認定委託先事業者に委託している。
 ・当該事業者は、ISMS認証又はプライバシーマークを取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められたものである。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限

[制限している] <選択肢>
 1) 制限している 2) 制限していない

具体的な制限方法

<長崎県における措置>
 委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記している。
 ・秘密の保持、収集の制限、目的外利用及び提供の禁止、適正管理、複写または複製の禁止等。
 委託業者が行う作業については、特定個人情報を取扱う者の名簿提出を義務付けており、特定個人情報ファイルへのアクセス可能な作業員数を制限するとともに特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を把握している。

<国税連携システムにおける措置>
 認定委託先事業者においては、国税連携システムにアクセスできる要員をシステムの運用担当者に制限するとともに、システムへのアクセスに生体認証装置を導入している。また、運用担当者はあらかじめ承認された手順に従ってのみ作業を行っており、ファイルの内容の閲覧・更新を行わないような運用をしている。

特定個人情報ファイルの取扱いの記録

[記録を残している] <選択肢>
 1) 記録を残している 2) 記録を残していない

具体的な方法

<長崎県における措置>
 ・個人番号を含むデータの閲覧及び使用についての操作ログの記録を行う。
 ・操作ログは、誰が、いつ、何を行ったかを記録する。操作ログは7年間保管する。
 ・不正なアクセスがあった恐れのあるときは、ログ解析を行い、操作者を特定することとする。

<国税連携システムにおける措置>
 認定委託先事業者においては、国税連携システムの操作履歴(業務イベントログ・操作ログ)の確認手順を定めている。業務イベントログにおいて、毎日の警告・エラー数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。また、操作ログにおいて、毎日のログイン失敗回数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。なお、操作ログは7年間保管する。

特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先は長崎県の指示または承認があるときを除き、特定個人情報を第三者(再委託先)に提供してはならない。 ・長崎県は委託契約書に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、また報告を求める。 	
委託元と委託先間の内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先に特定個人情報等を提供する際は所定の授受簿に記録し、委託元と委託先双方でこれを確認のうえ特定個人情報等の授受を行う。 ・長崎県は委託契約書に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、また報告を求める。 	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>委託契約上、以下の措置を取る旨規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を処理するために委託元から引き渡され、または委託先が収集し、もしくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後ただちに返還し、または引き渡すものとする。ただし、委託元が別に指示したときは、その指示に従うものとする。 	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の秘密の保持 ・個人情報の収集の制限 ・個人情報の目的外利用及び提供の禁止 ・個人情報の適正管理 ・個人情報の複写または複製の禁止 ・再委託の禁止 ・事故発生時における報告 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書及び調達仕様書において、原則として、委託先は他者へ再委託し、又は請け負わせてはならず、長崎県が承認した場合のみ例外的に認めることを定めている。 ・再委託を承認する条件として、委託先と同等の個人情報保護の体制を整えていること、及び長崎県情報セキュリティポリシーを遵守することを条件としている。また、委託先と再委託先との間に個人情報保護等の守秘義務を含む契約を結ぶこと、及び再委託先からの更なる再委託することを禁止する旨の契約の中で明記している。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	＜選択肢＞	1) 記録を残している 2) 記録を残していない
-----------------	--------------	-------	-------------------------------

	具体的な方法	国税連携システムにより2年間の間、団体間回送の記録（他の都道府県への提供）を受信サーバーに保管する。
--	--------	--

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	＜選択肢＞	1) 定めている 2) 定めていない
---------------------	-----------	-------	-------------------------

	ルール内容及びルール遵守の確認方法	国税連携システムの団体間回送（他の都道府県への提供）については、番号法の規定に基づき、認められる特定個人情報の提供を、国税連携システムの団体間回送機能を使用して、定められたマニュアルのとおり個人情報提供を行う。
--	-------------------	---

その他の措置の内容	—		
-----------	---	--	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	-------	--

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	国税連携システムの団体間回送機能において、国税連携データは都道府県間のみデータの提供ができる。なお、国税連携システムによる本県と国税庁及び他都道府県との間の連携については、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようシステムで制御している。		
--------------	--	--	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	-------	--

リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	国税連携システムの団体間回送機能において、国税連携データは都道府県間のみデータの提供ができる。なお、国税連携システムによる本県と国税庁及び他都道府県との間の連携については、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようシステムで制御している。		
--------------	--	--	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	-------	--

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—		
---	---	--	--

--	--	--	--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><県税総合システムの運用における措置> ・特定個人情報の入手については、番号法で認められた事務の範囲内かつ地方税法等で定められた必要最低限の情報に限定して特定個人情報の照会を行う。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><県税総合システムの運用における措置> ・入手した特定個人情報については、県税総合システム内の情報と突合を行い、真正性及び正確性の確認を行う。また、届出又は申告時には、その都度、届出などの内容と突合を行い、特定個人情報の正確性の確認を行う。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><オフライン時の事務処理における措置> ・長崎県特定個人情報等の保護に関する取扱規程第6(特定個人情報等の取扱い)を遵守し事務処理を行っている。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<長崎県における措置> ①県税総合システムのサーバ及び周辺機器の設置場所は、施錠管理及び入退室管理されており、防火・防災対策が整っている。 ②庁舎全体が免震構造であり、かつ耐震のサーバ機器等ラックで施錠管理を行っている。 ③サーバ機器等にかかる電源については、予備電源を設置している。また、停電を感知したときには、予備電源で稼働している間に自動的にシャットダウンする機能を備えている。 <国税連携システムにおける措置> ・サーバは認定委託先事業者所有のデータセンター内に設置し、24時間365日運用監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。 ・データセンターは全館システムによる入退館管理及びビデオカメラによる監視を実施するとともに、サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみ限定し、生体認証による入室管理を実施。 ・サーバ等全機器はラックに設置し常時施錠している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	

<p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p><長崎県における措置> ①県税総合システムへのログインには顔認証を利用している。 ②県税総合システムでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p><国税連携システムにおける措置> ・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用している。 ・不正アクセス防止策として、LGWAN回線を使用し、またFW(ファイア・ウォール)を導入している。 ・サーバの操作端末については、生体認証によるアクセス制限を行う。 ・サーバにアクセスするアカウントは、eLTAX業務関連社員にのみ発行し、毎月アクセスログの確認を行う。また、アカウントに係るパスワードは四半期ごとに更新を行う。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログ解析を行う。 ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>
<p>⑦バックアップ</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑧事故発生時手順の策定・周知</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p>	<p>[発生なし]</p>	<p><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
<p>その内容</p>	<p>—</p>	
<p>再発防止策の内容</p>	<p>—</p>	
<p>⑩死者の個人番号</p>	<p>[保管している]</p>	<p><選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない</p>
<p>具体的な保管方法</p>	<p>死者の個人番号と生存する個人の個人番号とを分けて管理しないため、「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。</p>	
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	書面で提出された地方税の申告書、各種申請・届出書等については、修正申告等が提出されたとしても、当初の確定申告書等は、保存期間まで、常に原本として保存しておく必要があるため、特定個人情報が古い情報のまま保管されることとなる。また、国税連携システム(eLTAX)で使用する所得申告データは更新する情報ではないため、そのまま当該システムに保管される。 ただし、県税総合システムに存在する特定個人情報については、各種申告情報に基づき更新されるため、古い情報のまま保管され続けることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	保管期間の過ぎた特定個人情報を、システムで確認のうえ消去。紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて機密文書廃棄専門業者による裁断溶解処理を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・サーバ、端末機器(パソコン)、記憶媒体等の廃棄、所管転換又はリース返却等、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。また、廃棄する場合には、消磁、破碎、溶解等を行い、当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるような措置を行う。なお、長崎県ではリース契約にデータ消去を含めて契約しており、リース返却等においてはリース会社に対してデータ消去または破壊を証明する書類(証明書および写真等)の提出を求めることとしている。</p> <p>・廃棄、所管転換又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえ、実施内容を記録に残している。</p>	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p><県税総合システムの運用における措置> ・評価書の記載内容どおりの運用ができていないか、年1回担当部署内でチェックを実施する。 ・長崎県特定個人情報等の保護に関する取扱規程に基づき定期及び必要に応じ随時に点検を行っている。</p> <p><国税連携システムの運用における措置> ・国税連携システムにあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成31年総務省告示151号、152号)の達成状況について、自己評価を実施している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p><県税総合システムの運用における措置> ①以下の観点で総括保護管理者による監査を年に一度実施。 ・ 評価書記載事項と運用自体のチェック ・ 個人情報保護に関する規定、体制整備 ・ 個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・ 職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・ 個人情報保護に関する技術的安全管理措置 ②監査の結果を踏まえ、体制や規定を改善していく。</p> <p><国税連携システムの運用における措置> 国税連携システムについては、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p><県税総合システムの運用における措置> ①新任職員に対して、税務職員初任者研修等の中で個人情報保護等に関する研修を行う。 ②継続して業務に従事する職員についても、各種研修会の中で個人情報保護等に関する研修を行う。 ③受託事業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記している。 ④違反行為を行ったものに対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。</p> <p><国税連携システムの運用における措置> 地方団体が共同して運営する組織である地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に担当者を参加させている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実施する。</p>	

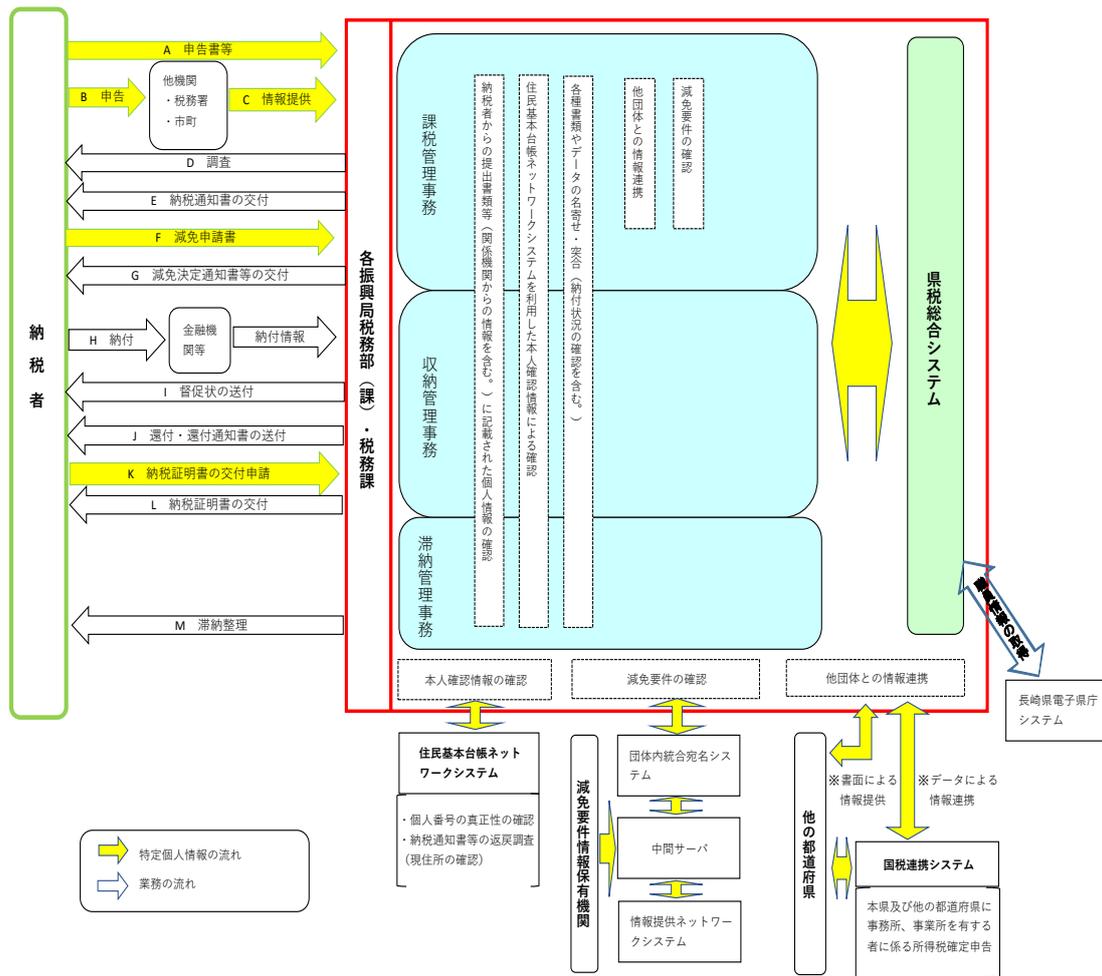
V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	長崎県総務部税務課 又は 県民センター 所在地 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 電話番号(ダイヤルイン) 095-895-2212(税務課) 又は 095-894-3441(県民センター)
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	本県ホームページ上に、請求先及び請求方法等について掲載する。
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 長崎県手数料条例で定めるところによる。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	長崎県総務部税務課 所在地 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 電話番号(ダイヤルイン) 095-895-2212
②対応方法	・問い合わせ受付時に、問い合わせに対する対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年7月27日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	長崎県政策県民参加制度(パブリックコメント)により実施
②実施日・期間	令和2年9月23日から令和2年10月22日まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	提出されたご意見はありませんでした。
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年11月4日
②方法	長崎県個人情報保護審査会へ諮問し、第三者点検を実施。
③結果	○第三者点検の実施により以下のような答申を受けた。 特定個人情報保護評価書(以下「評価書」という。)の内容は、概ね妥当なものと認められるが、特定個人情報保護という重要性に照らし、以下の諸点につき、審査会における検討を踏まえて適宜見直しをすることによって、さらに充実した運用がなされるものと思われる。 (1)職員が特定個人情報を取り扱う際の人的リスクにかかる対策を評価書に記載すること (2)評価書の記載をより適切な表現に改めること ○上記答申を受け、評価書に職員が特定個人情報を取り扱う際の人的リスクにかかる対策を記載した。また、より適切な表現となるよう追記・修正を行った。今後も長崎県個人情報保護審査会の中で出された意見を踏まえ、評価書を適宜見直すとともに、運用をより充実させることで特定個人情報の厳格な保護措置に努めたい。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添1)事務の内容



(備考)

納税者からの申告・届出等又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を県の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付する。また、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。

【課税管理事務】

- A 納税者から提出される申告書等を受け付け、内容の確認を行う。
- B 納税者が他機関(税務署、市町)に申告を行う。
- C 他機関から申告情報の提供を受け、確認を行う。
- D 必要に応じて、納税者や申告書等の内容について、調査を行う。
- E 納税者に納税通知書を交付する。
- F 納税者から提出される減免申請書を受け付け、減免要件の確認を行う。
- G 納税者に減免決定通知書等を送付する。

【収納管理事務】

- H 納税者が金融機関等に納付し、金融機関等から県へ納付情報の通知を行う。
- I 納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。
- J 納付額が課税額より多い場合は超過額を還付し、還付通知書を送付する。
- K 納税者から納税証明書の交付申請書を受け付け、確認を行う。
- L 納税証明書を納税者に交付する。

【滞納管理事務】

- M 督促した納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う。

【別添2】特定個人情報ファイル記載項目

○国税総合システムデータベースファイル
【あて名管理】

KB納税者管理マスター	納税者番号	履歴番号	氏名(漢字)	氏名(カナ)	第2氏名有無
	第2氏名(漢字)	第2氏名(カナ)	補綴区分	補綴区分	前後区分
	代表者名	代表者区分	住所コード	通り名	通り名
	番地	方番	郵便番号	個人法人等区分	総合番号
	性別	生年月日	電話番号1	状態番号1	状態番号2
	異動日	注意コード	備考	送付先区分	漢字氏名(左詰め)
	カナ氏名(左詰め)	第2漢字氏名(左詰め)	第2カナ氏名(左詰め)	住所(左詰め)	番地(左詰め)
	方番(左詰め)	履歴番号(新)	履歴番号(旧)	更新者事務所	更新者
	更新者名	更新理由コード	国籍コード	登録日	更新日
	更新時間				
KB納税者名寄せマスター	納税者番号	履歴番号	氏名(漢字)	氏名(カナ)	住所コード
	番地	方番	漢字氏名(左詰め)	カナ氏名(左詰め)	番地(左詰め)
	方番(左詰め)	履歴番号(新)	履歴番号(旧)	更新日	更新時間
	更新者番号	更新者名			
KB納税者検索マスター	マスター区分	カナ氏名	漢字氏名	住所	方番
	納税者番号	履歴番号	送付先区分		
KB口座振替管理マスター	口座管理区分	納税者番号	税目コード	課税番号	区別情報
	金融機関コード	口座コード	口座種別	口座番号	口座名義人
	口座振替開始日	口座振替終了日	口座振替依頼日	最終利用年度	事務所コード
	更新者事務所	更新者名	更新者名	更新日	更新時間
KB納税者番号保護マスター	納税者番号区別コード	漢番			
KB統合前納税者情報ファイル	納税者番号	統合先納税者番号	出カフラグ	履歴件数	口座情報
	氏名(漢字)	氏名(カナ)	第2氏名有無	第2氏名(漢字)	第2氏名(カナ)
	補綴区分	補綴区分	代表者名	代表者区分	住所コード
	通り名	通り名	番地	方番	郵便番号
	生年月日	電話番号1	電話番号2	状態区分	異動日
	備考	統合元更新者事務所	統合元更新者	更新理由コード	統合元登録日
	統合元更新日	事務所	統合事務所名	統合者	登録日
	登録時間	更新日	更新時間		
	更新者番号	更新者名			
	更新時間				
KB個人番号管理マスター	納税者番号	履歴番号	個人番号	真正性確認区分	真正性確認済日
	真正性確認済時間	真正性確認済日	真正性確認済時間	真正性確認済事務所	真正性確認済事務所
	個人番号初期登録事務所	個人番号初期登録日	個人番号初期登録日	利用可否	前回個人番号
	統合宛名送信日	統合宛名送信時間	統合宛名送信個人番号	住基一括検索回数	生存状況
	氏名漢字	氏名かな	生年月日	性別	住所
	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ
	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ
	更新者	更新者	更新日	更新時間	更新時間
	予備項目1	予備項目2	予備項目3		
	予備項目2	予備項目3			
KB個人番号真正性確認ファイル	納税者番号	照会一致項目フラグ	氏名漢字	照会一致項目フラグ	氏名かな
	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ
	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ
	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ
	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ
	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ
	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ
	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ
	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ
	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ	照会一致項目フラグ
【課税管理】 (個人事業税)					
KJ基本登録マスター	課税番号	税務番号	国税番号	納税者番号	所管事務所コード
	業種コード1	業種コード2	業種コード3	業種コード4	業種コード5
	該当区分2	業種コード3	業種コード4	業種コード5	業種コード6
	分割区分	開業日	廃業日	状態区分	実業日
	送付区分	注意コード1	注意コード2	備考1	備考登録日1
	備考2	備考登録日2	備考3	備考登録日3	備考4
	備考登録日4	備考登録日5	備考登録日6	備考登録日7	備考登録日8
	事業所所在地方番	事業所電話番号	相続人管理番号	税理士管理番号	新国債番号
	新納税者コード	新所管事務所コード	引継先課税番号	資料送付先	資料請求先
	転管事務所	更新者番号	更新者名	バッチ更新日	更新日
KJ国番変更リンクファイル	課税番号	当初所管年	国番変更区分	当初課税番号	当初国債番号
	当初所管事務所コード	更新年月日	収納処理フラグ		
KJ課税マスター	課税番号	所得年月	課税区分	訂正漢番	課税年度
	課税区分	課税事由	課税事由	課税事由	課税事由
	業種コード1	業種コード2	業種コード3	業種コード4	業種コード5
	海外市場開拓準備金積立1	海外市場開拓準備金積立2	海外市場開拓準備金積立3	海外市場開拓準備金積立4	海外市場開拓準備金積立5
	専従者数(配偶者外)	専従者数(合計)	専従者数(合計)	専従者数(合計)	専従者数(合計)
	業種コード2	業種コード3	業種コード4	業種コード5	業種コード6
	海外市場開拓準備金積立2	海外市場開拓準備金積立3	海外市場開拓準備金積立4	海外市場開拓準備金積立5	海外市場開拓準備金積立6
	専従者数(合計)	専従者数(合計)	専従者数(合計)	専従者数(合計)	専従者数(合計)
	海外市場開拓準備金積立2	海外市場開拓準備金積立3	海外市場開拓準備金積立4	海外市場開拓準備金積立5	海外市場開拓準備金積立6
	合計額2	業種コード3	業種コード4	業種コード5	業種コード6
KJ定期課税ファイル	課税番号	所得年月	課税区分	訂正漢番	課税年度
	課税区分	課税事由	課税事由	課税事由	課税事由
	業種コード1	業種コード2	業種コード3	業種コード4	業種コード5
	海外市場開拓準備金積立1	海外市場開拓準備金積立2	海外市場開拓準備金積立3	海外市場開拓準備金積立4	海外市場開拓準備金積立5
	専従者数(配偶者外)	専従者数(合計)	専従者数(合計)	専従者数(合計)	専従者数(合計)
	業種コード2	業種コード3	業種コード4	業種コード5	業種コード6
	海外市場開拓準備金積立2	海外市場開拓準備金積立3	海外市場開拓準備金積立4	海外市場開拓準備金積立5	海外市場開拓準備金積立6
	専従者数(合計)	専従者数(合計)	専従者数(合計)	専従者数(合計)	専従者数(合計)
	海外市場開拓準備金積立2	海外市場開拓準備金積立3	海外市場開拓準備金積立4	海外市場開拓準備金積立5	海外市場開拓準備金積立6
	合計額2	業種コード3	業種コード4	業種コード5	業種コード6
KJ繰越控除管理マスター	課税番号	所得年月	繰越区分	訂正漢番	課税年度
	繰越区分	繰越事由	繰越事由	繰越事由	繰越事由
	業種コード1	業種コード2	業種コード3	業種コード4	業種コード5
	海外市場開拓準備金積立1	海外市場開拓準備金積立2	海外市場開拓準備金積立3	海外市場開拓準備金積立4	海外市場開拓準備金積立5
	専従者数(配偶者外)	専従者数(合計)	専従者数(合計)	専従者数(合計)	専従者数(合計)
	業種コード2	業種コード3	業種コード4	業種コード5	業種コード6
	海外市場開拓準備金積立2	海外市場開拓準備金積立3	海外市場開拓準備金積立4	海外市場開拓準備金積立5	海外市場開拓準備金積立6
	専従者数(合計)	専従者数(合計)	専従者数(合計)	専従者数(合計)	専従者数(合計)
	海外市場開拓準備金積立2	海外市場開拓準備金積立3	海外市場開拓準備金積立4	海外市場開拓準備金積立5	海外市場開拓準備金積立6
	合計額2	業種コード3	業種コード4	業種コード5	業種コード6
KJ国債データ管理マスター	国債番号	利用者識別番号	所得年	連番	
	課税番号	委託状況	住所別委託状況	管理事務所1	
	課税事務所2	課税事務所3	課税事務所4	納税者事務所コード	
	事業所所在の住所コード	個人事業税対象フラグ	受付番号	異動年月日	台帳番号
	生年月日	確定申告書第2表フラグ	ファイル種別	バッチ番号	取込区分
	課税事業発生年月日	申告区分	漢字氏名	カナ氏名	住所所在地
	清算後カナ氏名	職名	住所別郵便番号	住所所在地	給与収入金額
	清算区分	職名	給与収入金額	事業所得金額	不動産所得金額
	総合課税前期収入金額	総合課税前期収入金額	小規模企業共済等掛金控除	青色申告特別控除額	繰越控除額
	総合課税一時所得金額	総合課税一時所得金額	専従者給与合計額	専従者給与額2	専従者給与額3

KJ自動計算データ管理M医薬等	課税番号	所得年月	連番	事業所得	専申特別控除
	所得税専従控除	事業税専従控除	損失繰越控除額	被災繰越控除額	譲渡損失控除額
	障害者控除額	社会保険料控除額	自由所得収入	その他収入	収入金額(合計)
	控除(社会保険診療)	控除(その他)	控除(その他)	控除(その他)	控除(合計)
	社会保険診療所得	自由診療所得	対象分損失繰越控除額	対象分被災繰越控除額	対象分譲渡損失控除額
	対象分譲渡繰越控除額	区分経理フラグ	更新者番号	更新者	更新日
KJ自動計算データ管理M不動産等	課税番号	所得年月	連番	住宅貸付一戸棟数	住宅貸付間置数
	住宅以外一戸棟数	住宅以外貸間室数	建物貸付収入金額	建物貸付収入金額	住宅用土地貸付契約数
	住宅用土地貸付貸付総面積	住宅以外土地貸付契約件数	複合貸付件数	不動産共有有無	不動産該当状況
	不動産収入金額	駐車場台数貸空	駐車場台数建物	駐車場共有有無	駐車場該当状況
	駐車場面積	駐車場収入金額	不動産事業所得	不動産専申特別控除	不動産所得専従控除
	不動産海外準備積立	不動産海外準備取崩	不動産家賃控除額	不動産譲渡損失控除額	不動産貸付収入
	駐車場家賃収入	不動産対象者申請控除額	不動産課税対象外所得	不動産譲渡損失	その他事業所得
	その他専申特別控除	その他所得税専従控除	その他海外準備積立	その他海外準備取崩	その他事業税専従控除
	その他譲渡損失控除額	課税対象収入	非課税対象収入	その他対象者申請控除額	その他課税対象外所得
	その他対象譲渡損失	その他対象業種	備考	更新者番号	更新者
	更新日				
KJ事務所間移動管理ファイル	課税番号	処理年月	連番	移動前事務所コード	移動後事務所コード
	処理フラグ	更新者番号	更新者名	更新日	
KJ識別番号対応ファイル	課税番号	利用者識別番号	更新日		
(不動産取得税)					
KK共有者異動ファイル	事務所コード	資料番号	課税年度	原簿・添付区分	課税区分
	共有者番号	納税者番号	主従区分	業者区分	共有者持分(分子)
	取得持分(分母)	課税・納税事由	課税・納税期間	課税・納税処理年月日	課税・納税処理年月日
	取得額	控除適用額1	控除適用額2	控除適用額3	控除適用額4
	負担額	取得額	控除適用額1	控除適用額2	控除適用額3
	免税点適用額	負担額	取得額	控除適用額1	控除適用額2
	控除適用額3	免税点適用額	負担額	連帯納税義務履別区分	共有者合算前資料番号
	物件合算前資料番号	共有者エラーフラグ	課税別納税者番号	課税別納税者番号	更新年月日
KK課税マスタ	課税番号	課税区分	訂正区分	添付区分	合算区分
	課税年度	データ受付年月日	測定年月日	通知・発布年月日	当初納期限
	変更後納期限	納期限変更年月日	変更課税申請年月日	変更課税測定番号	資料番号
	課税筆数	共有者数	物件数	所在地CD	主たる物件の物件番号(土地)
	主たる物件の物件番号(建物)	申告書提出区分	申告書提出年月日	課税額変更事由	評価額
	税率適用区分	控除額1	控除事由1	控除事由2	控除事由3
	控除額3	控除事由3	免税点適用額	案分前課税標準額	課税標準額
	控除額4	減額事由1	減額事由1	減額事由2	減額事由3
	減額事由2	減額事由2	減額事由3	減額事由4	最終控除
	減額事由3	減額事由3	減額事由4	減額事由5	最終控除
	賦課額変更事由	評価額	税率適用区分	控除事由1	控除事由2
	控除事由2	控除事由2	控除事由3	控除事由4	免税点適用額
	案分前課税標準額	課税標準額	控除事由1	減額事由1	減額事由2
	減額事由2	減額事由2	減額事由3	減額事由4	減額事由5
	減額事由3	最終控除	賦課額変更事由	評価額	税率適用区分
	控除事由1	控除事由1	控除事由2	控除事由3	控除事由4
	控除事由2	免税点適用額	案分前課税標準額	課税標準額	課税標準額
	減額事由3	減額事由1	減額事由2	減額事由3	減額事由4
	減額事由4	減額事由2	減額事由3	減額事由4	最終控除
	課税最終控除額	差引増減額(訂正)	差引増減額(実質)	年月日(メモ1)	対応者(メモ1)
	相手CD1(メモ1)	内容CD1(メモ1)	内容CD1(メモ1)	備考欄(メモ1)	備考欄(メモ1)
	年月日(メモ2)	対応者(メモ2)	相手CD1(メモ2)	相手CD2(メモ2)	内容CD1(メモ2)
	内容CD2(メモ2)	備考欄(メモ2)	連帯納税管理番号	資料番号1	資料番号2
	課税区分1	資料番号2	課税番号2	課税区分2	資料番号3
	課税番号3	課税区分3	資料番号4	課税番号4	課税区分4
	資料番号5	課税番号5	課税区分5	共有者合算前資料番号	物件合算前資料番号
	測定対応連番	現業終測定連番	測定週及用測定額	課税データ区分	課税フラグ(特殊原因)
	保留フラグ(農地)	保留フラグ(無格なし)	保留フラグ(併用住宅・共同住宅)	保留フラグ(併用住宅・共同住宅)	保留フラグ(併用非課税(地目))
	保留フラグ(用途非課税(団体・法人))	課税状態区分	エラー状態区分	事前減額適用の有無	分割区分
	納税処理の有無	返戻処理の有無	取消区分	測定処理年月日	過誤納事由
納税通知書出力の有無	現過年度区分	歳入年度	床面積	非住宅部分面積	
課税事務所区分	測定保留の有無	過誤納事由1	過誤納事由2	過誤納事由3	
過誤納発生額1	過誤納発生額2	過誤納発生額3	課税免除課税標準額(土地)	課税免除課税標準額(住宅)	
課税免除課税標準額(その他)	排他用更新年月日・時刻	過年度区分	別区分	控除フラグ1	
控除フラグ1	控除フラグ1	減額フラグ1	減額フラグ1	減額フラグ1	
入力生成年月日	更新年月日	更新者番号	更新者名		
KK共有者マスタ	課税番号	課税区分	訂正区分	共有者番号	納税者番号
	課税年度	主従区分	業者区分	取得者持分(分子)	取得者持分(分母)
	課税・納税事由	課税・納税期間	課税・納税処理年月日	課税・納税処理年月日	課税・納税処理年月日
	控除適用額1	控除適用額2	控除適用額3	控除適用額4	控除適用額5
	取得額	控除適用額1	控除適用額2	控除適用額3	控除適用額4
	負担額	取得額	控除適用額1	控除適用額2	控除適用額3
	免税点適用額	負担額	連帯納税義務履別区分	資料番号	共有者合算前資料番号
	物件合算前資料番号	共有者エラーフラグ	過誤内容事由	課税別納税者番号	課税別納税者番号
	入力生成年月日	更新年月日			
KK持分マスタ	課税番号	課税区分	訂正区分	共有者番号	物件番号
	課税年度	物件持分(分子)	控除額1	控除額2	控除額3
	控除額3	控除額4	控除額5	控除額6	控除額7
	共有者合算前資料番号	物件合算前資料番号	敷地権評価額	入力生成年月日	更新年月日
KK物件_原簿_マスタ	資料番号	共有者合算前資料番号	物件合算前資料番号	合算資料番号	合算課税番号
	上り車(その他)	建床面積	合算課税区分	持分控除対象面積	持分控除対象面積
	課税対象戸数	明細コード区分	明細コード区分	明細コード区分	明細コード区分
	本番号	枝番号	枝番号	FC等情報	課税・非課税地
	物件コード	固定資産評価額(住宅)	家屋構造	その他家屋構造	屋根構造
	家屋種類(住宅部)	家屋種類(非住宅部)	地目区分	家屋形態	地上階数
	地下階数	住宅部分面積	その他部分面積	合計面積	戸数
	課税評価額(住宅)	再建築済点数(その他)	再建築済点数(合計)	課税標準額	課税標準額
	評価年月日	固定資産評価額(その他)	固定資産評価額(合計)	物件評価額	課税標準額
	課税区分	訂正区分	物件番号	所在地CD(都道府県～丁目)	物件所在地名称
地上階数	地階	課税年度	課税年度	課税年度	
課税区分	物件性(外件数)	取得年月日	取得年月日	取得年月日	
課税評価額(合計)	評価区分	新築年月日	取得年月日	取得年月日	
在来家屋取得年月日	1㎡当り坪数	1点単価	換算率	換算率	
KK物件_承継_マスタ	土地家屋区分	主従区分	物件数(外件数)	法務局受付番号	登記年月日
	取得年月日	その他取得区分	その他取得区分	実積面積	その他家屋構造
	家屋種類(住宅部)	家屋種類(非住宅部)	家屋形態	農地目的区分	宅地比率
	地上階数	住宅部分面積	その他部分面積	合計面積	合計面積
	戸数	評価額(住宅)	評価額(その他)	評価額(合計)	課税評価額(住宅)
	課税評価額(その他)	課税評価額(合計)	課税評価額	坪単価	坪単価
	課税年月日	資料番号	共有者合算前資料番号	物件合算前資料番号	登記簿番
	合算資料番号	合算課税番号	合算課税区分	宅地減額適用の有無	宅地資料番号
	適用の有無(住宅控除適用)	新築・既存区分(住宅控除適用)	建築面積	戸数(床)	明細存在区分
	明細コード件数	物件取得価格	物件エラーフラグ	本番号	枝番号
課税番号	戻戻戻戻戻戻	課税・非課税地	物件地コード	固定資産評価額	
課税区分	課税区分	訂正区分	所在地CD(都道府県～丁目)	所在地CD(都道府県～丁目)	
物件所在地名称	地階	地階	課税年度	課税年度	
農地法適用事項	農地法許可届出区分	農地法許可届出年月日	農地法除排宅地単価	農地法除排宅地単価	
入力生成年月日	更新年月日	1点単価	換算率	換算率	
KK物件明細マスタ	課税番号	課税区分	訂正区分	明細種類区分	物件番号
	明細連番	課税年度	家屋種類	面積1	戸数1
	面積2	戸数2	適用面積	適用面積	課税・既存区分
	資料番号	共有者合算前資料番号	物件合算前資料番号	入力生成年月日	更新年月日
KK合算課税異動ファイル	課税番号	課税筆数	共有者数	物件数	主たる物件所在地CD
	主たる物件の物件番号(土地)	主たる物件の物件番号(建物)	申告書提出区分	申告書提出年月日	課税額変更事由
	評価額	税率適用区分	控除額1	控除事由1	控除事由2
	控除事由2	控除額3	控除事由3	免税点適用額	案分前課税標準額
	課税標準額	控除事由2	減額事由1	減額事由2	減額事由3
	減額事由3	減額事由4	減額事由4	減額事由5	最終控除
	最終控除	賦課額変更事由	評価額	税率適用区分	控除事由1
	控除事由1	控除事由2	控除事由3	控除事由4	控除事由5
	免税点適用額	案分前課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額
	減額事由1	減額事由2	減額事由3	減額事由4	減額事由5
	減額事由4	減額事由4	最終控除	賦課額変更事由	評価額
	税率適用区分	控除額1	控除事由1	控除事由2	控除事由3
	控除額3	控除事由3	免税点適用額	案分前課税標準額	課税標準額
	控除額4	減額事由1	減額事由2	減額事由3	減額事由4
	減額事由3	減額事由3	減額事由4	減額事由5	最終控除
	課税最終控除額	差引増減額(訂正)	差引増減額(実質)	年月日(メモ1)	課税最終控除額
	対応者(メモ1)	相手CD1(メモ1)	相手CD2(メモ1)	内容CD1(メモ1)	内容CD2(メモ1)
	備考欄(メモ1)	年月日(メモ2)	対応者(メモ2)	相手CD1(メモ2)	相手CD2(メモ2)
	内容CD1(メモ2)	内容CD2(メモ2)	備考欄(メモ2)	資料番号1	資料番号2
	課税区分1	課税番号2	課税番号2	課税区分4	課税番号3
	課税番号3	課税区分3	資料番号4	課税区分4	課税番号4
	資料番号5	課税番号5	課税区分5	測定処理年月日	共有者合算前資料番号

KK合算課税異動ファイル	物件合算前資料番号	認定対応番号	認定最終認定番号	認定適及用認定額	課税区分
	保留フラグ(特殊原因)	保留フラグ(留地)	保留フラグ(借付なし)	保留フラグ(新築マンション)	保留フラグ(併用住宅・共同住宅)
	保留フラグ(用途非課税(地目))	保留フラグ(用途非課税(団体・法人))	課税状態区分	エリア-状態区分	事前減額適用の有無
	納税処理の有無	納税処理の有無	区分	区分	納税処理の有無
	申告書提出書類コード	認定保留の有無	課税免除課税標準額(土地)	課税免除課税標準額(住宅)	課税免除課税標準額(住宅)
	併用更新年月日・時刻	過年区分	課税フラグ1	課税フラグ1	課税フラグ1
	課税フラグ1	減額フラグ1	減額フラグ1	減額フラグ1	入力発生年月日
	更新年月日	更新番号	更新番号	更新番号	更新番号
	課税年度	課税年度	課税年度	課税年度	課税年度
	合算区分	変更後納期限	納期変更年月日	変更課税申請年月日	変更課税認定番号
認定年月日	通知・発布年月日	当初納期限			

KK合算共有者異動ファイル	事務所コード	資料番号	課税年度	属性・承継区分	課税区分
	共有者番号	種別	納税者番号	主従区分	業者区分
	共有者持分(分子)	共有者持分(分母)	変更後納期限	変更後納期限	変更後納期限
	通知・発布年月日	取得種別	課税適用額1	課税適用額2	課税適用額3
	免除適用額	負担額	取得種別	課税適用額1	課税適用額2
	課税適用額3	共有者負担額	負担額	課税適用額1	課税適用額2
	課税適用額2	課税適用額3	負担額	課税適用額1	課税適用額2
	共有者合算前資料番号	物件合算前資料番号	共有者エラーフラグ	課税別納税者番号	入力発生年月日
	更新年月日				

(自動車)	KL申告書OCRファイル	取得原因	取得種別・課税区分	自動車・課税区分	所有形態	所有形態2	
		状態コード・自動車種別	状態コード・取得種別	改造費用	取得価額・車両本体	取得価額・付加物	
		取得種別・課税標準額	自動車取得種別	特例区分	税率コード	自動車税率	
		住所コード	番地	方名	カナ氏名	生年月日	
		電話番号	個人登録番号	種別番号	種別番号	事務種別コード	
		更新日	更新時刻	種別	修正処理日	アーク登録未処理フラグ	
		OSS確認番号	パス区分	台数	OSS区分	OSS番号	
		経理事務所コード	マイナンバー	税率区分	新築中古車区分	リース車両コード	
		課税事由下3桁	登録年月日	同日請求	ASV等特別	登録番号	
		申告年月日	高年日	申告重区分	CCC番号	登録年月日	
		補記	補記入力日	レコード作成日	申告区分	取得種別区分	
		定員1	定員2	排気種別	レコード作成者番号	レコード作成者名	
		積載量2	車輪長さ	車輪長さ1	積載量1	積載量1	
		車輪長さ	車輪長さ	車輪長さ2	車輪長さ	車輪長さ	
		型式コード	型式	登録番号	課税コード	課税コード	
		車台番号下3桁	車台番号	業務種別コード	申請年月日	納税者番号・納税義務者	
		初年度登録年月	用途コード	型式指定番号	課税区分番号	車検有効年月日	
		定員区分				形状コード	

KL課税照会異動データ1	登録番号	納税者番号・納税義務者	納税者番号・所有者	納税者番号・使用者	異動年月日
KL課税照会異動データ2	登録番号	異動年月日	異動事由コード	異動内容	経歴番号

KL口座データ	納税者番号	課税番号	区別情報	税目コード	口座区分
	金融機関コード	店舗コード	預金種別コード	口座番号	口座名義人(カナ)
	金融機関名(漢字)	店舗名(漢字)	納税通知書作成区分	口座振替開始年月日	口座振替終了年月日
	引落日				

KM基本マスタ	原動機識別コード	原動機型式	所有者コード	所有者コード(使用者種)	使用の本拠具体名漢字
	使用の本拠(LASDEC)	使用の本拠(LASDEC)番地等	メーカーコード	車名	車名コード
	納税者番号・所有者	納税者番号・所有者	納税者番号・送付先	納税通知書送付先区分	状態コード
	状態適用年月日	状態処理年月	注意コード	下取会社コード	下取年月日
	課税コード	年報種別	年報種別	課税コード	課税コード
	登録年月日	異動事由コード	異動年月日	前基本レコード有無	後基本レコード有無
	変更前登録番号	変更前車台番号下3桁	変更前登録年月日	変更前登録番号変更年月日	変更前登録番号
	変更後車台番号下3桁	変更後登録年月日	変更後登録番号変更年月日	分割処理日	修正処理日
	最終履歴番号	所有形態	グリーン化税制軽減課税区分	改造車前別別区分番号	改造種別
	改造種別	ハイブリッド車	更新日	課税コード	課税コード
	変更前車台番号	パス区分	状態申請年月日	登録番号	登録番号
	補記	補記入力日	レコード作成日	課税コード	課税コード
	定員1	定員2	排気種別	レコード作成者番号	レコード作成者名
	積載量2	車輪長さ	車輪長さ1	積載量1	積載量1
	車輪長さ	車輪長さ	車輪長さ2	車輪長さ	車輪長さ
	型式コード	型式	登録番号	課税コード	課税コード
	車台番号下3桁	車台番号	業務種別コード	申請年月日	納税者番号・納税義務者
	初年度登録年月	用途コード	型式指定番号	課税区分番号	車検有効年月日
	定員区分				形状コード

KM減免管理マスタ	送付先コード	納税者番号・送付先	事務所コード	減免継続区分	減免継続異動年月日
	継続減免照会書状態区分	最終履歴番号	補記	更新日	更新時刻
	生計区分	課税者氏名	否認事由	レコード作成日	レコード作成者番号
	レコード作成者名	余白	個人登録番号	課税コード	生年月日
	手帳交付年日1	手帳交付都道府県コード1	手帳交付都道府県コード1	課税コード1	課税コード1
	手帳交付年日1	手帳交付	承認日	課税者氏名	課税者氏名
	当初登録番号	車台番号下3桁	登録年月日	登録事由コード	異動年月日
	異動事由コード	税率	申請年月日	納税者番号・身体障害者	納税者番号・納税義務者
	納税者番号・所有者	所有者の続柄	納税者番号・使用者	使用者の続柄	連絡先相手コード

KM減免継続管理ファイル	事務所コード	通知書番号	納税者番号・納税義務者	納税者番号・身障者	納税者番号・送付先
	通知年月日	最終登録番号	異動登録番号	車台番号下3桁	減免継続区分
	減免異動年月日	減免照会書状態区分	入力年月日	減免はがき審査区分	審査年月日
	更新日	更新時刻	否認事由	本来の税額	減免額
	前年度課税額	余白			

KM異動修正ファイル	連番	課税区分番号	用途コード	余白基本	余白
	補記入力日	補記	変更前登録番号変更年月日	変更前登録番号	変更前登録年月日
	変更前車台番号下3桁	変更前車台番号	変更登録番号変更年月日	変更後登録番号	変更後登録年月日
	分割後車台番号下3桁	分割処理日	排気種別	課税コード	課税コード
	納税通知書送付先区分	納税者番号・納税義務者	納税者番号・送付先	納税者番号・所有者	納税者番号・使用者
	燃料コード	年報種別	特種コード	登録番号	登録年月日
	登録事由コード	差色コード	担当種別	課税区分	定員2
	定員1	積載量1	注意コード	課税コード	前基本レコード有無
	積載量2	積載量2	課税コード1	課税年月日	課税年月日
	所有形態	状態申請年月日	状態コード	所有者コード	所有者コード(使用者種)
	修正処理日	車輪長さ	処理年月日	処理時間	修正前後
	車輪長さ2	車輪長さ1	車輪長さ	車輪長さ	車輪長さ
	車台番号	車検有効年月日	事務所コード	入力事務所コード	車台番号下3桁
	使用の本拠(LASDEC)	最終履歴番号	異動登録番号	使用の本拠具体名漢字	使用の本拠(LASDEC)番地等
	後基本レコード有無	原動機識別コード	原動機型式	形状コード	形状指定番号
	型式コード	型式	業務種別コード	改造車前別別区分番号	下取年月日
	下取会社コード	異動事由コード	申請年月日	異動事由コード	レコード作成日
	レコード作成者名	グリーン化税制軽減課税区分	メーカーコード	パス区分	ハイブリッド車

KM新年度課税ファイル	車両重量1	車両重量2	車輪長さ	車輪長さ	車輪高さ
	課税コード	課税コード	課税コード	課税コード	課税コード
	年報種別	事務所コード	登録事由コード	登録年月日	登録年月日
	異動年月日	前基本レコード有無	後基本レコード有無	更新前車台番号下3桁	更新前車台番号下3桁
	更新前登録番号変更年月日	取引銀行(収納)	名義人氏名(収納)	取引銀行名(収納)	取引店番号(収納)
	作成区分(収納)	型式	所有者コード	所有者コード(使用者種)	使用の本拠具体名漢字
	住所コード(本拠地)	番号・種番号・番地等(本拠地)	メーカーコード	車名	車名コード
	納税者番号・使用者	納税者番号・所有者	納税者番号・送付先	納税通知書送付先区分	状態コード
	状態適用年月日	状態処理年月	注意コード	下取会社コード	仕向銀行(送付)
	名義人氏名(送付)	仕向銀行名(送付)	仕向店番号(送付)	課税区分(送付)	課税年度
	納期限	納税	納税義務者氏名(漢字)	住所コード(納税義務者)	住所コード(納税義務者)
	住所(納税義務者)	郵便番号(納税義務者)	補記コード(納税義務者)	法人コード(納税義務者)	使用者氏名(漢字)
	使用者氏名(カナ)	住所コード(使用者)	住所(使用者)	郵便番号(使用者)	補記コード(使用者)
	法人コード(使用者)	所有者氏名(カナ)	住所コード(所有者)	住所(所有者)	住所(所有者)
	郵便番号(所有者)	補記コード(所有者)	法人コード(所有者)	住所(所有者)	住所(所有者)
	住所コード(送付先)	住所(送付先)	郵便番号(送付先)	補記コード(送付先)	送付先(送付先)
	課税区分	グリーン化税制軽減課税区分	課税コード	課税コード	課税コード
	更新前車台番号	登録番号	連番	納税者番号・納税義務者	車台番号下3桁
	車台番号	車検有効年月日	用途コード	課税区分番号	定員2
	課税区分番号	形状コード	定員1	積載量2	車輪高さ
排気種別	排気量	積載量1			

KM自動車税口座振替ファイル	郵便番号(使用者)	補記コード(使用者)	法人コード(使用者)	所有者氏名(漢字)	所有者氏名(カナ)
	住所コード(所有者)	住所(所有者)	郵便番号(所有者)	補記コード(所有者)	住所(所有者)
	送付先(漢字)	送付先(カナ)	住所(送付先)	住所(送付先)	住所(送付先)
	補記コード(送付先)	法人コード(送付先)	課税区分(送付先)	グリーン化税制軽減課税区分	パス
	課税コード	課税コード	課税コード	課税コード	課税コード
	通知書枚数	課税年度	課税年度	課税年度	課税年度
	本年度グリーン化軽減額	グリーン化増減額	法定税額	法定税額	法定税額
	納税期組合	更新日	更新時刻	引き落とし日	振替停止区分
	振替停止入力日	振替停止依頼済フラグ	課税不納区分	入力事務所コード	車両重量2
	課税額	課税額	課税額	課税額	課税額
	課金決済コード	型式	所有者コード	使用の本拠具体名漢字	住所コード(本拠地)
	番号・種番号・番地等(本拠地)	メーカーコード	車名	車名コード	納税者番号・使用者
	納税者番号・所有者	納税者番号・送付先	納税者番号・送付先	納税通知書送付先区分	状態適用年月日
	状態適用年月	注意コード	下取情報	税種	年報種別
	住所コード	基本登録異動情報	取引銀行(収納)	取引銀行(収納)	取引銀行(収納)
	取引店番号(収納)	作成区分(収納)	仕向銀行(送付)	名義人氏名(送付)	仕向銀行名(送付)
	住所店番号(漢字)	作成区分(送付)	課税年度	納期限	納期限
	納税義務者氏名(漢字)	納税義務者氏名(カナ)	住所コード(納税義務者)	住所(納税義務者)	郵便番号(納税義務者)
	補記コード(納税義務者)	法人コード(納税義務者)	使用者氏名(漢字)	住所(使用者)	住所(使用者)
	住所(使用者)	データ種別	SORT事務所コード	SORTエリア	宛先郵便番号

(課税種別)						
KO基本マスタ	課税番号	履歴番号	事務所コード	異動日	異動事由コード	
	属権者番号	属権番号	課税別コード	非課税等区分コード	課税後異動事由コード	
	属権コード1	属権コード2	属権コード3	属権コード4	属権コード5	
	属権コード6	属権コード7	属権コード8	属権コード9	属権コード10	
	属権コード11	属権コード12	属権コード13	属権コード14	属権コード15	
	属権コード16	属権コード17	属権コード18	属権コード19	属権コード20	
	属権コード21	登録種別	属権期間終了日	属権期間終了日	属権期間終了日	
	属権種別	属権位置コード1	属権位置コード2	属権位置コード3	属権位置コード4	
	属権位置コード4	属権位置地先FLG1	属権位置地先FLG2	属権位置地先FLG3	属権位置地先FLG4	
	属権位置コード1	属権位置外コード2	属権位置外コード2	属権位置外コード2	属権位置外コード2	
登録番号(属権コード)	登録番号	年額月割FLG	課税月数	更新日		
更新者						
KO課税マスタ	課税番号	実績年度	課税連番	事務所コード	属権者番号	
	連番番号	課税区分	課税年度	課税日	通知発行日	
	納期限	納期限変更理由コード	変更納期限	属内面積1	課税標準面積1	
	課税種別コード1	課税種別コード2	適用月数1	適用月数2	属内面積2	
	課税標準面積2	課税種別コード2	標準2	適用月数2	明細税額2	
	課税額	課税額	総面積	属内面積1 既確定	課税標準面積1 既確定	
	課税種別コード1 既確定	税率1 既確定	適用月数1 既確定	明細税額1 既確定	属内面積2 既確定	
	課税標準面積2 既確定	課税種別コード2 既確定	税率2 既確定	適用月数2 既確定	明細税額2 既確定	
	課税額 既確定	課税額 既確定	総面積 既確定	差引増減額	課税標準	
	課税種別コード2 既確定	登録年月日	登録年月日	課税期間	課税理由	
	課税事由	属権維持消日	過期納事由	過期納発生日	属権位置地先FLG	
	増減認定適用日	増減認定延滞金適用日	訂正フラグ	取消フラグ	災害減免	
	納税通知フラグ	属内面積変更分	課税標準変更分	非課税等区分コード	登録番号(属権コード)	
	登録番号	更新日	更新者		更新日	
	KO課税中間ファイル	課税番号	課税年度	実績年度	事務所コード	属権者番号
課税日		通知日	納期限	属内面積1	課税標準面積1	
課税種別コード1		税率1	適用月数1	明細税額1	属内面積2	
課税標準面積2		課税種別コード2	税率2	適用月数2	明細税額2	
課税額		課税額	総面積	属内面積1 既確定	課税標準面積1 既確定	
課税種別コード1 既確定		税率1 既確定	適用月数1 既確定	明細税額1 既確定	属内面積2 既確定	
課税標準面積2 既確定		課税種別コード2 既確定	税率2 既確定	適用月数2 既確定	明細税額2 既確定	
課税額 既確定		課税額 既確定	総面積 既確定	差引増減額	非課税等区分	
属権者番号		連番番号	登録番号(属権コード)	登録番号	更新日	
更新者						
KO共同経営者ファイル	登録番号	履歴番号	管理連番	納付番号	納付書送付先FLG	
	連番番号	共同経営期間(開始日)	共同経営期間(終了日)	更新日	更新者	
(控除種別)						
KU課税データファイル	納税貯蓄組合コード	課税番号	履歴番号	実績年度	課税連番	
	納期限	変更前の登録区分	確定件数 第一種1号	確定件数 第一種2号	確定件数 網銀3号	
	確定件数 網銀4号	確定件数 わな銀3号	確定件数 わな銀4号	確定件数 第二種5号	確定件数 計	
	確定件数 第一種1号	確定件数 第一種2号	確定件数 網銀3号	確定件数 網銀4号	確定件数 わな銀3号	
	確定件数 わな銀4号	確定件数 第二種5号	確定件数 計	既確定件数 第一種1号	既確定件数 第一種2号	
	既確定件数 網銀3号	既確定件数 網銀4号	既確定件数 わな銀3号	既確定件数 わな銀4号	既確定件数 第二種5号	
	既確定件数 計	既確定件数 第一種1号	既確定件数 第一種2号	既確定件数 網銀3号	既確定件数 網銀4号	
	既確定件数 わな銀3号	既確定件数 わな銀4号	既確定件数 第二種5号	既確定件数 計	差引件数 第一種1号	
	差引件数 第一種2号	差引件数 網銀3号	差引件数 網銀4号	差引件数 わな銀3号	差引件数 わな銀4号	
	差引件数 第二種5号	差引件数 計	差引件数 第一種1号	差引件数 第一種2号	差引件数 網銀3号	
	差引件数 網銀4号	差引件数 わな銀3号	差引件数 わな銀4号	差引件数 第二種5号	差引件数 計	
	更新日	更新者	訂正フラグ	事務所コード	課税年度	
	課税区分	実績年月日	課税日	登録区分	納税者番号	
	(経油引取税)					
	KS基本マスタ	営業開始日	実績開始年月	受任者	休業期間(自)1	休業期間(至)1
休業期間(自)2		休業期間(至)2	休業期間(自)3	休業期間(至)3	休業期間(至)3	
元元系列コード		油種コード1	施設区分1	容量1	基礎1	
施設コード2		施設区分2	容量2	油種コード3	施設区分3	
容量3		容量3	基礎3	油種コード4	施設区分4	
容量4		基礎4	油種コード5	施設区分5	容量5	
基礎5		油種コード6	施設区分6	容量6	基礎6	
油種コード7		施設区分7	容量7	基礎7	油種コード8	
施設区分8		容量8	基礎8	仕入業者コード1	仕入業者コード1	
仕入業者コード2		仕入方法2	仕入業者コード3	仕入方法3	仕入業者コード4	
仕入方法4		仕入業者コード5	仕入方法5	納税者番号(事業者)	納税者番号(事務所)	
納税者番号(送付先)		注意コード	組合加入	登録理由	登録理由	
証券番号1		証券番号2	証券番号3	災害延長期間	特記事項	
交付金発生有無		交付金発生者氏名	交付金受任者住所	交付金納付方法	交付金納付者番号	
課税地指定有無		従たる事業所1	従たる事業所2	従たる事業所3	従たる事業所4	
従たる事業所5	従たる事業所6	従たる事業所7	従たる事業所8	従たる事業所9		
従たる事業所10	従たる事業所10	従たる事業所10	従たる事業所10	従たる事業所10		
更新者名	更新日	更新者ID	更新日	更新者番号		
更新方法	更新日付	事業者コード	更新者区分	更新者区分		
消滅日	旧管轄税事務所	新管轄税事務所	登録日	登録日		
状態区分設定日	指定日	取消日	通知日	状態区分		
KS基本履歴ファイル	事業者コード	履歴番号	変更日付	事業者区分	申告方法	
	旧管轄税事務所	新管轄税事務所	管轄税変更日	申告日	消滅日	
	指定日	取消日	通知日	状態区分	状態区分設定日	
	営業開始日	実績開始年月	受任者	休業期間(自)1	休業期間(至)1	
	休業期間(自)2	休業期間(至)2	休業期間(自)3	休業期間(至)3	休業期間(至)3	
	元元系列コード	油種コード1	施設区分1	容量1	基礎1	
	施設コード2	施設区分2	容量2	油種コード3	施設区分3	
	容量3	容量3	基礎3	油種コード4	施設区分4	
	容量4	基礎4	油種コード5	施設区分5	容量5	
	基礎5	油種コード6	施設区分6	容量6	基礎6	
	油種コード7	施設区分7	容量7	基礎7	油種コード8	
	施設区分8	容量8	基礎8	仕入業者コード1	仕入業者コード1	
	仕入業者コード2	仕入方法2	仕入業者コード3	仕入方法3	仕入業者コード4	
	仕入方法4	仕入業者コード5	仕入方法5	納税者番号(事業者)	納税者番号(事務所)	
	納税者番号(送付先)	注意コード	組合加入	登録理由	登録理由	
証券番号1	証券番号2	証券番号3	災害延長期間	特記事項		
交付金発生有無	交付金発生者氏名	交付金受任者住所	交付金納付方法	交付金納付者番号		
課税地指定有無	従たる事業所1	従たる事業所2	従たる事業所3	従たる事業所4		
従たる事業所5	従たる事業所6	従たる事業所7	従たる事業所8	従たる事業所9		
従たる事業所10	従たる事業所10	従たる事業所10	従たる事業所10	従たる事業所10		
更新者名	更新日	更新者ID	更新日	更新者番号		
KS課税マスタ	事業者コード	行為年	輸入連番	納付納入等区分	課税連番	
	課税標準	課税額	加算金	課税処理コード	課税連番	
	訂正連番	課税標準	課税コード	登録日	更新日	
KS課税明細ファイル	事業者コード	行為年月	輸入連番	納付納入等区分	課税連番	
	訂正連番	削除フラグ	課税区分	課税年度	課税年月	
	決議日	管轄税コード	数量1-1	数量1-2	数量1-3	
	数量1-4	数量1-5	数量1-6	数量1-7	数量1-8	
	数量1-9	数量1-10	数量1-11	数量1-12	数量1-13	
	数量1-14	数量1-15	数量1-16	数量1-17	数量1-18	
	数量1-19	数量1-20	数量1-21	数量1-22	数量1-23	
	数量1-24	数量1-25	数量1-26	数量1-27	数量1-28	
	数量1-29	数量1-30	数量1-31	合計数量1	課税額1	
	数量2-1	数量2-2	数量2-3	数量2-4	数量2-5	
	数量2-6	数量2-7	数量2-8	数量2-9	数量2-10	
	数量2-11	数量2-12	数量2-13	数量2-14	数量2-15	
	数量2-16	数量2-17	数量2-18	数量2-19	数量2-20	
	数量2-21	数量2-22	数量2-23	数量2-24	数量2-25	
	数量2-26	数量2-27	数量2-28	数量2-29	数量2-30	
数量2-31	合計数量2	租税	更正決定事由発生日	更正決定事由発生日		
更正決定事由コード	納期限	申告期限	課税手続	申告日		
災害延長納期限	通知日	通知番号	通知承認の有無	通知承認の有無		
税目コード	事業者番号	実績年月(収納)	納入区分	納入区分		
課税年度(収納)	課税日	変更なき事由	本税の納期限	納付納入等区分		
納期限(収納)	課税日	更正請求日	過期納発生日	増減認定適用日1		
増減認定適用日2	申告日(収納)	更正請求日	過期納発生日	過期納発生日		
送付加算金始期日	変更前本税	変更前過少申告加算金	変更前申告加算金	変更前申告加算金		
変更後本税	変更後過少申告加算金	変更後不申告加算金	変更後申告加算金	変更後申告加算金		
加算金対応訂正連番	課税標準(動差)	課税標準(動差)	訂正連番(動差)	訂正連番(動差)		
同一グループ課税連番	同一グループ訂正連番	納期限延長理由	申告入力フラグ	申告番号(後退)		
登録番号	登録日	更新日	更新者番号	更新者番号		
KS加算金ファイル	事業者コード	行為年月	輸入連番	納付納入等区分	課税連番	
	加算金コード1	対象税額1-1	加算金コード1	対象税額1-1	加算金コード1	
	加算金コード2	対象税額1-2	加算金コード2	対象税額1-2	加算金コード2	
	加算金コード3	対象税額2-1	加算金コード3	対象税額2-1	加算金コード3	
	加算金コード4	対象税額2-2	加算金コード4	対象税額2-2	加算金コード4	
加算金コード5	対象税額3-1	加算金コード5	対象税額3-1	加算金コード5		
加算金コード6	対象税額3-2	加算金コード6	対象税額3-2	加算金コード6		
加算金コード7	対象税額3-3	加算金コード7	対象税額3-3	加算金コード7		
登録日	更新日	更新者	更新者	更新者		
KS徴収額予ファイル	事業者コード	行為年月	輸入連番	納付納入等区分	課税連番	
	訂正連番	削除フラグ	課税区分	課税年度	課税年月	
	通知年月日	税額	徴収手続	申告日	申告日	
	徴収額予税額計	納入方法1	一ヶ月徴収額予税額(自)	一ヶ月徴収額予日数	一ヶ月徴収額予日数	
	納入予定日1	納入方法2	二ヶ月徴収額予税額(自)	二ヶ月徴収額予日数	二ヶ月徴収額予日数	
二ヶ月徴収額予税額	納入予定日2	納入方法2	登録日	更新日		

KS免税基本マスタ	使用者番号	発行区分	発行区分設定日	初回交付日	今回交付日
	有効期間(自)	有効期間(至)	登録区分	登録区分設定日	業種コード
KS免税共同使用者ファイル	使用者番号	連番	登録年月日	取消日	納税者番号
	登録日	更新日			
KS機械設備ファイル	使用者番号	連番	設備名称	所在地コード	地番
	方番	所有者名称	型式	燃焼方式コード	軸馬力
KS免税証ファイル	免税証番号	券区分	数量	使用者番号	業種コード
	販売業者コード	交付日	有効期限	計算期間(自)	計算期間(至)
KS免税使用者報告書ファイル	使用者番号	年度	実績年月	受付日	前月末保有数量
	当月引取り数量	当月使用数量	当月未保有数量	登録日	更新日
KS調査台帳ファイル	調査の処理	調査概要	事務所	登録日	更新日
	事業者コード	調査年月日	調査区分	調査対象期間(自)	調査対象期間(至)
KS事業者等マスタ	業者区分	依頼種別	免税取扱業者フラグ	免税業者フラグ	名称(カナ)
	名称(漢字)	名称(清音カナ)	住所(カナ)	住所(漢字)	登録年月日
KS収納状況ファイル	登録年月日	更新年月日	科目コード	対象番号	事務所CD
	会計年度	期	債権者番号	業種コード	課税処理コード1
KS電子申告入力データ	取込番号	申告種別区分	申告日	納税者ID	事業者コード
	様式ID	取込日	申告日	申告日	登録済フラグ
(産業廃棄物税)					
KX基本マスタ	登録番号	履歴番号	納税者番号	債権者番号	新事務所事務所
	旧事務所事務所	事務所税要素日	事業者区分	施設名	電話番号
KX課税マスタ	課税額	加算金	課税処理コード	課税連番	訂正連番
	課税連番	納税額	果税コード	管理外区分	登録日
KX課税明細ファイル	登録番号	対象期	納付納入等区分	課税連番	訂正連番
	削除フラグ	課税区分	課税年度	決算年月	決算日
KX加算金ファイル	登録日	課税区分	納付納入等区分	課税連番	訂正連番
	加算金額1	対象区分1	業種1	対象税額1	対象税額1
KX収納額予ファイル	登録番号	対象期	課税連番	訂正連番	削除フラグ
	納付前納期限	納付納入税額	納付納入年月日	通知年月日	税額

KK収納状況ファイル	登録番号	会計年度	債権者番号	業種コード	納入課処理コード1
	納入認定年月1	納入認定金額1	納入収納納期内1	納入収納額予期間内1	納入収納額納期外1
	納入収入未済額1	納入徴収額予・還付有無コード1	納入徴収額予期間外1	納入認定年月2	納入認定金額2
	納入収納納期外2	納入収納額予期間内2	納入徴収額予期間外2	納入収入未済額2	納入徴収額予・還付有無コード2
	納入課処理コード3	納入認定年月3	納入認定金額3	納入収納納期内3	納入収納額予期間内3
	納入収納納期外3	納入収入未済額3	納入徴収額予・還付有無コード3	納入課処理コード4	納入認定年月4
	納入認定金額4	納入収納納期内4	納入徴収額予期間内4	納入収納納期外4	納入収入未済額4
	納入徴収額予・還付有無コード4	納入徴収額予期間外4	納入認定年月5	納入認定金額5	納入収納納期内5
	納入収納納期外5	納入収納額予期間内5	納入徴収額予・還付有無コード5	納入課処理コード1	納入認定年月3
	納入一部認定年月1	納入一部認定金額1	納入一部収納納期内1	納入一部収納額予期間内1	納入一部収納納期外1
	納入一部収入未済額1	納入一部徴収額予・還付有無コード1	納入一部課処理コード2	納入合計認定年月2	納入合計認定金額2
	納入合計収納納期外2	納入合計収納額予期間内2	納入合計徴収額予期間外2	納入合計収入未済額2	納入合計徴収額予・還付有無コード2
	納入一部課処理コード2	納入一部認定年月2	納入一部認定金額2	納入一部収納納期内2	納入一部収納額予期間内2
	納入一部収納納期外2	納入一部収入未済額2	納入一部徴収額予・還付有無コード2	納入合計課処理コード3	納入合計課処理期間外3
	納入合計認定金額3	納入合計収納納期内3	納入合計徴収額予期間内3	納入合計収入未済額3	納入合計徴収額予・還付有無コード3
	納入合計徴収額予・還付有無コード3	納入一部課処理コード3	納入一部認定年月3	納入一部認定金額3	納入一部収納納期内3
	納入一部収納額予期間内3	納入一部課処理期間外3	納入一部収入未済額3	納入一部徴収額予・還付有無コード3	納入合計課処理コード4
	納入合計認定年月4	納入合計認定金額4	納入合計収納納期内4	納入合計徴収額予期間内4	納入合計収入未済額4
	納入合計課処理コード4	納入一部徴収額予・還付有無コード4	納入一部課処理コード4	納入一部認定年月4	納入一部認定金額4
	納入一部収納納期外4	納入一部収入未済額4	納入一部徴収額予・還付有無コード4	納入一部課処理期間外4	納入一部徴収額予・還付有無コード4
認定額合計	収入額合計	滞戻区分コード	更正決定区分コード	業種区分コード	
廃業年月日	報告金交付対象金額	交付率	報告金額	交付調整額	
交代決定額	支払方法コード	債権再発注コード	納入業者リフラグ1	納入業者リフラグ2	
納入業者リフラグ2	納入業者リフラグ3	納入業者リフラグ4	更新年月日	税目コード	
納入減額リフラグ4	支払保留区分	登録年月日			

【収納管理】	認定キー-税目コード	認定キー-課税番号	認定キー-実績年月等	認定キー-課税番号	認定キー-課税年度
	納税者番号	課税事務所(当初)	課税事務所(現在)	収納事務所(当初)	収納事務所(現在)
	課税納入年度	現率区分	課税事由(当初)	課税区分(当初)	課税事由(現在)
	課税区分(現在)	本税の認定番号	本税の納期限(法廷納期限)	納期限(指定納期限)	認定日(当初)
	課税日(現在)	課税決議日	通知書発行日	増減認定適用日	増減認定延滞金適用日
	申告日	申告日・収受日	更正決定日	徴収額日	徴収月日
	修正申告期限	事業年度終了日	確定申告書提出日	重加対応日	重加対応税額
	重加対応率-税額	重加対応率-税額	重加対応率-所得	重加対応率-所得	重加対応率-所得
	重加対応率-付加	重加対応率-資本	重加対応率-収入	重加対応率-収入	重加対応率-収入
	重加対応率-特別税	重加対応率-特別税	赤字繰戻付等	既済の申告期限延長	外移法区分
	税額-区分	税額-区分	状態コード	登録年月	積算課税区分
	課税月数	注釈コード	状態コード	初年度登録年月	積算課税区分
	車台番号	ディーラーコード	他税目設定日付	発行・督促免除止期限	未認定収納サイン
	仮消込サイン	公示送達サイン	管年度外サイン	徴収額予サイン	事務所異動サイン
	延滞金不能サイン	注意サイン	振込額予サイン	処分サイン	執行停止サイン
不納欠徴サイン	繰上徴収サイン	繰上徴収サイン	繰上徴収サイン	繰上徴収サイン	
登録日	更新日	更新者番号	更新者番号	更新時間	

KK収納管理基本マスタ	認定キー-税目コード	認定キー-課税番号	認定キー-実績年月等	認定キー-課税番号	認定キー-課税年度
	徴収金区分	当初認定額	最終認定額	最終認定額-税額	最終認定額-均等
	最終認定額-所得	最終認定額-付加	最終認定額-資本	最終認定額-収入	最終認定額-特別税
	年度当初認定額	現在認定額	未納額	当年度収納-税額	当年度収納-税額
	当年度収納-均等	当年度収納-所得	当年度収納-付加	当年度収納-資本	当年度収納-収入
	当年度収納-特別税	収納額合計	収納額合計-税額	収納額合計-均等	収納額合計-所得
	収納額合計-付加	収納額合計-資本	収納額合計-収入	収納額合計-特別税	当年度欠損額
	当年度欠損-均等	当年度欠損-所得	当年度欠損-付加	当年度欠損-資本	当年度欠損-収入
	当年度欠損-特別税	欠損額合計	欠損額合計-税額	欠損額合計-均等	欠損額合計-所得
	欠損額合計-付加	欠損額合計-資本	欠損額合計-収入	欠損額合計-特別税	欠損額合計-特別税
	歳出還付額	更新日	更新時間(時分秒)		

KK収納管理税種マスタ	過額納番号・会計年度	過額納番号・税目コード	過額納番号・課税	過額納番号・積算	レコード区分
	登録連番	定期納付時分	認定キー-税目	認定キー-課税番号	認定キー-実績年月等
	認定キー-課税連番	認定キー-課税年度	経歴番号	過額納事由	通知日
	支払日	還付加算金始期日	除算期間-開始日	除算期間-終了日	納入歳出区分
	充当適応日	充当納期日	還付加算金区分	本納・加算金区分	充当額
	充当税額	還付加算金計算額	還付加算金計算額-特別税	充当先課税連番	充当先課税番号
	充当先税目	充当先課税番号	充当先実績年月等	充当先課税連番	充当先課税連番
	充当先経歴番号	充当先本税加算金区分	充当先会計年度	充当先課税事務所	充当先課税事由-当初
	充当先特別税	還付番号	更新区分	更新事務所	更新日

KK還付金管理ファイル	還付番号	経歴連番	認定キー-税目	認定キー-課税番号	認定キー-実績年月等
	認定キー-課税連番	認定キー-認定年度	歳入年度	事務所コード	還付通知日
	支払日	還付額	支払区分	納税者番号	還付住所
	還付時氏名	金融機関コード	支店コード	口座種別	口座番号
	口座名義人	還付時金融機関名称	還付時支店名称	修正区分	換替日
	口座種別-変更	口座番号-変更	口座名義人-変更	口座種別コード-変更	換替日-変更
	再発行日	支払番号	金融機関名称(カナ)	支店名称(カナ)	支払番号1
	送金元金融機関区分1	還付区分1	支払金額1	支払番号2	送金元金融機関区分2
	還付区分2	支払金額2	伝送データ作成日	準備	備考
	更新日	更新者番号	更新者名		

KK本税充当経歴ファイル	認定キー-実績年月等	認定キー-課税番号	認定キー-課税年度	経歴番号・経歴基準日	経歴番号・登録連番
	レコード区分	共通-年度	共通-区分01	共通-区分02	共通-区分03
	共通-区分04	共通-区分05	共通-区分06	共通-区分07	共通-日付01
	共通-日付02	共通-日付03	共通-日付04	共通-日付05	共通-日付06
	共通-日付07	共通-日付08	共通-日付09	共通-日付10	共通-日付11
	共通-日付12	共通-日付13	共通-認定-税目	共通-認定-課税番号	共通-認定-実績年月等
	共通-認定-課税連番	共通-認定-課税年度	共通-認定-経歴基準日	共通-認定-経歴連番	共通-金額01
	共通-金額02	共通-金額03	共通-金額04	共通-金額05	共通-金額06
	共通-金額07	共通-金額08	共通-金額09	共通-金額10	共通-金額11
	共通-金額12	共通-金額13	共通-金額14	共通-金額15	共通-金額16
	共通-金額17	共通-金額18	共通-金額19	共通-金額20	共通-金額21
	共通-金額22	共通-金額23	共通-金額24	共通-金額25	共通-件数01
	共通-件数02	共通-件数03	共通-件数04	共通-事務コード01	共通-事務コード02
	共通-事務コード03	共通-事務コード04	共通-文字列20-01	共通-文字列20-02	共通-文字列20-03
	共通-システム予約	状態区分	更新日	登録日	モジュール名
開帳名	業務区分	処理区分1	処理区分2		

KKコンビニ収納ファイル	子-夕方識別	払込年月日	払込時間	CVS本部コード	CVS店舗コード
	通知書種別	税目コード	発行年度	請求金額	ユーザ番号
	再発行区分	支払期限	請求金額	請求予定日	認定キー-税目コード
	認定キー-課税番号	認定キー-実績年月等	認定キー-課税番号	認定キー-課税年度	通知書-本税
	通知書-延滞金	通知書-滞上	通知書-不申告	通知書-重加	通知書-法果・本税
	通知書-法果・延滞金	通知書-法事・本税	通知書-法事・延滞金	連絡回数	速取回数
	登録日	更新日			

KK口座振替対象マスタ	年度	期別	税目コード	課税番号	実績年月等
	課税連番	認定年度	口座区分	管理番号	金融機関番号
	支店番号	課税事務所	金融機関名称	支店名称	預金種目
	口座番号	口座種別	口座種別開始年月日	口座種別終了年月日	更新日
	引落日	名寄せ有無	一括有無	車検有効期限	引落金額
	MT区分	取込日	振替結果	振替不可事由	余白

KK納税証明DB	登録番号	車台番号	区分	車検有効期限(西暦)	非課税サイン
	当初登録番号	主登録番号	車検有効期限(和暦)	年度	納期届来至サイン
	状態サイン	注意コード	登録処理日	更新処理日	納付状況コード
	有効年月日	抹消フラグ	県外振出フラグ	送債フラグ	変更前登録番号
	変更後登録番号	状態コード	登録事由コード	異動事由コード	BULK処理フラグ
	予備				

KK歳入滞修正入力ファイル	科目コード	余計計上日	摘要コード	徴収金区分	S会計計上日(年月)
	認定額	認定件数	収納額	収納件数	差引収納額(証紙収納)
	差引収納件数(証紙収納)	不納欠損額	不納欠損件数	滞納繰越件数	
	更新日	会計年度	事務所コード		

KD預金照会結果	照会依頼日	依頼番号	所属コード	担当者コード	力才氏名
	漢字氏名	旧姓力才氏名	旧姓漢字氏名	現住所力才	現住所漢字
	本住所力才	本住所漢字	生年月日	現郵便番号	本郵便番号
	電話番号	取引開始照会開始日	予備1	照会処理日	取引有無
	照会結果NO	金融機関コード	検索力才氏名	顧客番号	顧客番号内漢番
	銀行保有力才氏名	銀行保有漢字氏名	銀行保有力才住所	銀行保有漢字住所	銀行保有郵便番号
	銀行保有電話番号	銀行保有生年月日	支店店番	支店漢字名	科目コード
	科目漢字名	口座番号	預高印号	預高	預高照会処理時刻
	漢外残高加算有無	予備2	取引種別	口座番号-親和	口座残高
	最終移動日	拘束区分	取引状況	保証取引の有無	融資取引

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月17日	表紙「公表日」	2015/4/28		事前	
平成27年11月17日	I-5 「個人番号の利用」	○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令 第16条	○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令 第16条 ○番号法第9条第2項 ○番号法第9条第2項に基づく条例	事前	①重要な変更該当
平成27年11月17日	II-4 「特定個人情報ファイルの取 扱いの委託」-「委託の有無」	2件	3件	事前	①重要な変更該当
平成27年11月17日	II-4 「特定個人情報ファイルの取 扱いの委託」-「委託事項3」 -「①委託内容」~「⑨再委託 事項」	—	新規追加 (本評価書P11のとおり)	事前	①重要な変更該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
<p>平成27年11月17日</p>	<p>II-6 「特定個人情報の保管・消去」-「①保管場所」</p>	<p><長崎県における措置> ・庁内の入退室管理(※)が行われている部屋に設置したサーバー内に保管。 ※室内への入退室権限を持つ者を限定し、ID及び指紋認証により入退室する者の管理を行う。</p> <p><県税総合システムの運用における措置> ・サーバーの運用管理は、外部委託業者が行っているが、ID及びパスワード認証が必要であり、サーバー管理に使用する端末はほかの業務に使用しておらず、信頼性の高いウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルは常に最新の状態にして、セキュリティ対策を行っている。なお、システム管理者は、月1回、外部委託業者から県税総合システムの稼働状況の報告を受けている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をする。また、中間サーバー・プラットフォームの保管場所における措置については、国の規定に沿って行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p><長崎県における措置> ～左記と同じ～</p> <p><県税総合システムの運用における措置> ～左記と同じ～</p> <p><国税連携システム(eLTAX)における措置> ・サーバーは認定委託先事業者(※)所有のデータセンター内に設置し、24時間365日運用監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。 ・データセンターは全館システムによる入退館管理及びビデオカメラによる監視を実施するとともに、サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみ限定し、生体認証による入室管理を実施。 ・サーバー等全機器はラックに設置し常時施錠している。 ※認定委託先事業者とは、一般社団法人地方税電子化協議会が「認定委託先事業者の認定に関する要綱」に基づき認定した事業者で、国税連携システム等の構築及びサーバの管理運用を行うとともに、委託元の地方公共団体に対し、当該システムの運用等のサービスを提供する事業者のこと。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ～左記と同じ～</p>	<p>事前</p>	<p>①重要な変更該当</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月17日	II-6 「特定個人情報の保管・消去」-「③消去方法」	<p><県税総合システムの運用における措置> ①データについては、システムにて消去する。 ②申請書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は長崎県からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	<p><県税総合システムの運用における措置> ～左記と同じ～</p> <p><国税連携システム(eLTAX)における措置> ・国税連携データの消去については、操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ～左記と同じ～</p>	事前	①重要な変更該当
平成27年11月17日	III-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「情報保護管理体制の確認」	<p>委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得、若しくは、ISMS認証の取得を要件とする。</p>	<p><長崎県における措置> 委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得、若しくは、ISMS認証の取得を要件とする。</p> <p><国税連携システム(eLTAX)における措置> 国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、認定委託先事業者に委託している。当該事業者は、ISMS認証又はプライバシーマークを取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められたものである。また、毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。</p>	事前	①重要な変更該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月17日	Ⅲ-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」-「具体的な制限方法」	委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記している。 ・秘密の保持、収集の制限、目的外利用及び提供の禁止、適正管理、複写または複製の禁止等。 委託業者が行う作業については、特定個人情報を取扱う者の名簿提出を義務付けており、特定個人情報ファイルへのアクセス可能な作業数を制限するとともに特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を把握している。	<p><長崎県における措置> 委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記している。 ・秘密の保持、収集の制限、目的外利用及び提供の禁止、適正管理、複写または複製の禁止等。 委託業者が行う作業については、特定個人情報を取扱う者の名簿提出を義務付けており、特定個人情報ファイルへのアクセス可能な作業数を制限するとともに特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を把握している。</p> <p><国税連携システム(eLTAX)における措置> 認定委託先事業者においては、国税連携システム(eLTAX)にアクセスできる要員をシステムの運用担当者に制限するとともに、システムへのアクセスに生体認証装置を導入している。また、運用と担当者はあらかじめ承認された手順に従ってのみ作業を行っており、ファイルの内容の閲覧・更新を行わないような運用をしている。</p>	事前	①重要な変更該当
平成27年11月17日	Ⅲ-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「特定個人情報ファイルの取扱いの記録」-「具体的な方法」	・個人番号を含むデータの閲覧及び使用についての操作ログの記録を行う。 ・操作ログは、誰が、いつ、何を行ったかを記録する。操作ログは7年間保管する。 ・不正なアクセスがあった恐れのあるときは、ログ解析を行い、操作者を特定することとする。	<p><長崎県における措置> ・個人番号を含むデータの閲覧及び使用についての操作ログの記録を行う。 ・操作ログは、誰が、いつ、何を行ったかを記録する。操作ログは7年間保管する。 ・不正なアクセスがあった恐れのあるときは、ログ解析を行い、操作者を特定することとする。</p> <p><国税連携システム(eLTAX)における措置> 認定委託先事業者においては、国税連携システム(eLTAX)の操作履歴(業務イベントログ・操作ログ)の確認手順を定めている。業務イベントログにおいて、毎日の警告・エラー数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。また、操作ログにおいて、毎日のログイン失敗回数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。なお、操作ログは7年間保管する。</p>	事前	①重要な変更該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
<p>平成27年11月17日</p>	<p>Ⅲ-7 「特定個人情報の保管・消去」-「リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」-「⑤物理的対策」-「具体的な対策の内容」</p>	<p><長崎県における措置> ①県税総合システム・国税連携システムのサーバー及び周辺機器の設置場所は、施錠管理及び入退室管理されており、防火設備が整っている。 ②サーバー機器等ラックは耐震装置が行われており、施錠管理を行っている。 ③サーバー機器等にかかる電源については、予備電源を設置している。また、停電を感知したときには、予備電源で稼働している間に自動的にシャットダウンする機能を備えている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームにおけるデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理することとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p><長崎県における措置> ～左記と同じ～</p> <p><国税連携システム(eLTAX)における措置> ・サーバーは認定委託先事業者所有のデータセンター内に設置し、24時間365日運用監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。 ・データセンターは全館システムによる入退館管理及びビデオカメラによる監視を実施するとともに、サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみ限定し、生体認証による入室管理を実施。 ・サーバー等全機器はラックに設置し常時施錠している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ～左記と同じ～</p>	<p>事前</p>	<p>①重要な変更該当</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月17日	Ⅲ-7 「特定個人情報の保管・消去」-「リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」-「⑥技術的対策」-「具体的な対策の内容」	<p><長崎県における措置> ①県税総合システムへのログインには静脈認証を利用している。 ②県税総合システムでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p><国税連携システムにおける措置> ・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用している。 ・不正アクセス防止策として、LGWAN回線を使用し、またFW(ファイア・ウォール)を導入している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログ解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p><長崎県における措置> ～左記と同じ～</p> <p><国税連携システムにおける措置> ・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用している。 ・不正アクセス防止策として、LGWAN回線を使用し、またFW(ファイア・ウォール)を導入している。 ・サーバーの操作端末については、生体認証によるアクセス制限を行う。 ・サーバーにアクセスするアカウントは、eLTAX業務関連社員にのみ発行し、毎月アクセスログの確認を行う。また、アカウントに係るパスワードは四半期ごとに更新を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ～左記と同じ～</p>	事前	①重要な変更該当
平成27年11月17日	Ⅲ-7 「特定個人情報の保管・消去」-「リスク2:特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク」-「リスクに対する措置の内容」	<p>書面で提出された地方税の申告書、各種申請・届出書等については、修正申告等が提出されたとしても、当初の確定申告書等は、保存期間まで、常に原本として保存しておく必要があるため、特定個人情報が古い情報のまま保管することとなる。</p> <p>ただし、県税総合システムに存在する特定個人情報については、各種申告情報に基づき更新されるため、古い情報のまま保管され続けることはない。</p>	<p>書面で提出された地方税の申告書、各種申請・届出書等については、修正申告等が提出されたとしても、当初の確定申告書等は、保存期間まで、常に原本として保存しておく必要があるため、特定個人情報が古い情報のまま保管されることとなる。また、国税連携システム(eLTAX)で使用する所得申告データは更新する情報ではないため、そのまま当該システムに保管される。</p> <p>ただし、県税総合システムに存在する特定個人情報については、各種申告情報に基づき更新されるため、古い情報のまま保管され続けることはない。</p>	事前	①重要な変更該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月17日	IV-1 「監査」-「①自己点検」-「具体的なチェック方法」	<p><県税総合システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価書の記載内容どおりの運用ができているか、年1回担当部署内でチェックを実施する。 <p><国税連携システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムの運用に係るセキュリティについて、国の指定法人である一般社団法人地方税電子化協議会で定められた様式により、毎年、自己点検を実施している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 	<p><県税総合システムの運用における措置></p> <p>～左記と同じ～</p> <p><国税連携システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システム(eLTAX)にあっては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示206号)の達成状況について、自己評価を実施している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>～左記と同じ～</p>	事前	①重要な変更該当
平成27年11月17日	IV-1 「監査」-「②監査」-「具体的なチェック方法」	<p><県税総合システムの運用における措置></p> <p>①以下の観点で自己監査(監査委員による監査)を年に一度実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価書記載事項と運用自体のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <p>②監査の結果を踏まえ、体制や規定を改善していく。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 	<p><県税総合システムの運用における措置></p> <p>～左記と同じ～</p> <p><国税連携システムの運用における措置></p> <p>国税連携システム(eLTAX)については、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>～左記と同じ～</p>	事前	①重要な変更該当
平成28年6月14日	I-5 「個人番号の利用」	<ul style="list-style-type: none"> ○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ○番号法第9条第2項 ○番号法第9条第2項に基づく条例 	<ul style="list-style-type: none"> ○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ○番号法第9条第2項 ○長崎県番号利用条例 第4条第1項及び第2項 	事後	条例制定に伴う名称変更等

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月14日	I-7 「評価実施機関における担当部署」-「②所属長」	税務課長 末永 泰三	税務課長 萩本 秀人	事後	人事異動に伴う変更
平成29年11月30日	II-4 「特定個人情報ファイルの取り扱いの委託」-「委託事項1」-「⑥委託先名」	日本電気株式会社長崎支店	NBC情報システム株式会社	事後	入札による運用保守業者の変更
平成30年7月4日	表紙	個人情報取扱特記事項	別記【特】個人情報取扱特記事項	事後	
平成30年7月4日	V 「開示請求・問合せ」	江戸町2番13号	尾上町3番1号	事後	庁舎移転に伴う変更
平成30年7月4日	別添1 「事務の内容」備考⑥	③及び④	③～⑤	事後	より適切な表現に変更
平成30年7月4日	II-2 「基本情報」⑤	平成27年10月予定	2016/1/1	事後	事実に基づき変更
平成30年7月4日	II-3 「特定個人情報の入手・使用」⑤	・本人から入手する情報については、入手すること及び利用目的を本人に明示する。ただし、地方税法等で定められた情報については、その限りではない。また、他の機関及び庁内他部署から入手を行うことは番号法に明示されているとともに、窓口対応する場合には本人に口頭で説明を行う。		事前	不要なので削除

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月4日	Ⅱ-3 「特定個人情報の入手・使用」⑤	地方税法第72条の55及び55の2	地方税法第72条の55及び第72条の55の2	事後	より適切な表現に変更
平成30年7月4日	Ⅲ リスク4	返送	郵送	事後	より適切な表現に変更
平成30年7月4日	Ⅰ-1 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務」②	⑥③及び④	⑥③～⑤	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	表紙 「公表日」	平成30年7月4日	令和2年11月16日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づき、再び特定個人情報保護評価を実施
令和2年11月16日	Ⅰ-1 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務」②事務の内容	①～⑬	A～M	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	Ⅰ-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」システム1_②システムの機能	1～4の「～を行う」	1～4の「～を行う」を削除	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	Ⅰ-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」システム1_③他のシステムとの接続	[<input type="radio"/>]宛名システム等 [<input type="radio"/>]その他(中間サーバー)	[<input type="checkbox"/>]宛名システム等 [<input type="radio"/>]その他(長崎県電子県庁システム)	事後	県税総合システムと中間サーバーとの接続を当初よりしていないが長崎県電子県庁システムとの接続はしているため。 現状にあわせた修正。
令和2年11月16日	Ⅰ-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」システム2_③他のシステムとの接続	[<input type="radio"/>]税務システム [<input type="radio"/>]その他(中間サーバー)	[<input type="checkbox"/>]税務システム [<input type="radio"/>]その他(中間サーバ)	事後	団体内統合宛名システムと県税総合システムとの接続を当初よりしていないため。 現状にあわせた修正。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	I-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」システム3_③他のシステムとの接続	[○] 税務システム	[] 税務システム	事後	中間サーバと県税総合システムとの接続を当初よりしていないため。 現状にあわせた修正。
令和2年11月16日	I-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」システム4_②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 : 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報をもとに当該ファイルを更新し、全国サーバーに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。	1. 本人確認情報の更新: 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバ(市町村CS)を経由して通知された本人確認情報の更新情報をもとに当該ファイルを更新し、全国サーバーに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	I-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」システム4_②システムの機能	5. 本人確認情報検索 : 代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面表示する。	5. 本人確認情報検索: 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	より適切な表現に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	I-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」システム5_②システムの機能	国税連携システムでは、所得税確定申告書等にかかるデータ(以下、「国税連携データ」という)を、国税庁及びeLTAX(地方税ポータルシステム)から総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて各地方公共団体へ送信される。各地方公共団体では、国税連携システムを利用して、受信した国税連携データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行うことができる。	・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、全都道府県及び全市町村が会員となっている地方税共同機構が構築したeLTAX(地方税ポータルシステム)を構成するシステムのひとつであり、平成23年1月から運用開始されている。 ・個人事業税賦課徴収のため、国税庁のe-Taxに申告された所得税確定申告書等にかかるデータ(以下、「国税連携データ」という)をeLTAX(地方税ポータルシステム)を通じて受信している。各地方公共団体では、国税連携システムを利用して受信した国税連携データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行うことができる。	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	I-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」システム5_③他のシステムとの接続	[○]税務システム	[]税務システム	事後	国税連携システムと県税総合システムとの接続を当初よりしていないため、現状にあわせた修正
令和2年11月16日					
令和2年11月16日	I-(別添) 「事務の内容」	①～⑬	A～M	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	II-2 「基本情報」③対象となる本人の範囲※	納税者及び課税調査対象者	長崎県税に係る納税者及び課税調査対象者	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	II-2 「基本情報」③対象となる本人の範囲※_その必要性	公平・公正な賦課、徴収を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報を保有。	県税の公平・公正な賦課、徴収を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報を保有。	事後	より適切な表現に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	Ⅱ-2 「基本情報」④記録される項目_その妥当性	4. 地方税関係情報:地方税関係情報により税の軽減を行うため。 5. 障害者福祉関係情報:障害者に対する税の軽減決定を行うため。 6. 生活保護・社会福祉関係情報:生活保護者に対する税の減額決定を行うため。	4. 地方税関係情報:課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため。 5. 障害者福祉関係情報:障害者に対する税の減免等の決定を行うため。 6. 生活保護・社会福祉関係情報:生活保護者に対する税の減免等の決定を行うため。	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	Ⅱ-3 「特定個人情報の入手・使用」②入手方法	[○]その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN)、国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム))	[○]その他 (国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム))	事後	総合行政ネットワーク(LGWAN)はネットワーク回線のことであり、システムではないため削除しました。
令和2年11月16日	Ⅱ-3 「特定個人情報の入手・使用」⑤本人への明示	・個人事業税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税の賦課に必要な情報は、地方税法第72条の55及び第72条の55の2、第73条の18、第122条、第152条等の規定により、入手することが明記されている。	・個人事業税、不動産取得税、自動車税環境性能割、自動車税種別割の賦課に必要な情報は、地方税法第72条の55及び第72条の55の2、第73条の18、第160条各項、第177条の13各項等の規定により、入手することが明記されている。	事後	制度改正に伴う変更
令和2年11月16日	Ⅱ-3 「特定個人情報の入手・使用」⑥使用目的※	県税の公平・公正な賦課、納税者の利便性の向上のため。	県税の公平・公正な賦課徴収事務	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	Ⅱ-3 「特定個人情報の入手・使用」⑧使用方法※ 情報の突合※	○「1. 課税管理に関する事務」 ・県税の減額決定等を行うため、本人から提出された減額に係る申告書等の内容と、庁内他部署又は情報提供ネットワークシステムから入手した障害者関係情報又は生活保護関係情報との突合を行う。	○「1. 課税管理に関する事務」 ・県税の減免決定等を行うため、本人から提出された減免等に係る申告書等の内容と、庁内他部署又は情報提供ネットワークシステムから入手した障害者関係情報又は生活保護関係情報との突合を行う。	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	Ⅱ-3 「特定個人情報の入手・使用」⑧使用方法※ 情報の統計分析※	納税者の地方税情報、障害者情報、生活保護情報について、税の賦課徴収に関する統計や分析を行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しようとする情報の統計や分析は行わない。	納税者の障害者情報、生活保護情報について、税の賦課徴収に関する統計や分析は行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しようとする情報の統計や分析は行わない。	事後	地方税情報の統計やその分析に当たり、特定個人情報を集計・利用することはないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	Ⅱ-3 「特定個人情報の入手・使用」⑧使用方法※ 権利利益に影響を与え得る決定※	・地方税関係情報により税の軽減を行う。 ・障害者関係情報により税の減額決定を行う。 ・生活保護関係情報により税の減額決定を行う。	・障害者関係情報により税の減免決定等を行う。 ・生活保護関係情報により税の減免決定等を行う。	事後	地方税情報に基づく税の軽減において特定個人情報を利用することがないため
令和2年11月16日	Ⅱ-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」委託の有無※	[委託する] (3)件	[委託する] (2)件	事後	特定個人情報ファイルは取り扱わないため1件減としたもの
令和2年11月16日	Ⅱ-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」委託事項1_② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲_その妥当性	県税の公平・公正な賦課、徴収を目的として必要な範囲の特定個人情報を保有している県税総合システムの運用管理を行うため、県税にかかる納税者及び課税調査対象者の情報を取り扱う必要がある。	県税総合システムの安定的な運用管理のための委託であり、県税に係る特定個人情報ファイルの全体の情報を取り扱う必要がある。	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	Ⅱ-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」委託事項2	データ入力業務委託	国税連携システム(eLTAX)の構築・運用等	事後	特定個人情報ファイルではないため削除し、委託事項3を委託事項2へ変更
令和2年11月16日	Ⅱ-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」委託事項2_② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲_その妥当性	システムを安定的に稼働させるため、専門知識を有する民間事業者へ委託している。	当該システムを所有する機関から認定委託された事業者を通じ取り扱う必要がある。	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	Ⅱ-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」委託事項3	国税連携システム(eLTAX)の構築・運用等		事後	委託事項3から、委託事項2へ変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	II-5 「特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)」 提供先1_⑥提供方法	総合行政ネットワーク(LGWAN)、国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム))	国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム))	事後	総合行政ネットワーク(LGWAN)はネットワーク回線のことであり、システムではないため削除しました。
令和2年11月16日	II-6 「特定個人情報の保管・消去」①保管場所 ※	<p><県税総合システムの運用における措置> ・(略)</p> <p><国税連携システム(eLTAX)における措置> ・(略) ・(略)</p> <p>※認定委託先事業者とは、一般社団法人地方税電子化協議会が「認定委託先事業者の認定に関する要綱」に基づき認定した事業者で、国税連携システム等の構築及びサーバの管理運用を行うとともに、委託元の地方公共団体に対し、当該システムの運用等のサービスを提供する事業者のこと。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をする。また、中間サーバ・プラットフォームの保管場所における措置については、国の規定に沿って行う。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p><県税総合システムの運用における措置> ・(略)</p> <p>・サーバ等全機器はラックに設置し常時施錠している。</p> <p><国税連携システム(eLTAX)における措置> ・(略) ・(略)</p> <p>※認定委託先事業者とは、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定に関する要綱」に基づき認定した事業者で、国税連携システム等の構築及びサーバの管理運用を行うとともに、委託元の地方公共団体に対し、当該システムの運用等のサービスを提供する事業者のこと。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	現状にあわせた修正及び組織名変更による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	Ⅱ-7 「備考」	<p><国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム))の受信サーバにおける特定個人情報の保管・消去></p> <p>①保管場所: 国税連携システムの受信サーバ内(入退室管理されている部屋に設定している。)</p> <p>②保管期間: 2年(その妥当性: 国税連携システムの受信サーバは国税連携データの受信を行うことを目的とした最低限のスペックの製品であり、データ保管期間は、最大でも2年間としたハードウェア構成であるため。)</p> <p>③消去方法: 操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により消去。</p> <p>※なお、保管期間を2年間経過したデータは、国税連携システムから消去する際に、データのバックアップを別媒体に保管の上、その後、5年間保管する。</p>	—	事後	国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム))の受信サーバを保有しなくなったため。
令和2年11月16日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	県税総合システムデータベースファイル全記録項目	県税総合システムデータベースファイルテーブルの表記	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	Ⅲ-2 「特定個人情報の入手」リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・国税連携システムにより、eLTAX(地方税ポータルシステム)から送信される情報は、所得税申告書等に記載・入力された納税地により送信先が判定され対象者の情報のみ送信されるため、対象者の情報しか入手することができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・国税連携システムにより、eLTAX(地方税ポータルシステム)から送信される情報は、所得税申告書等に記載・入力された納税地により送信先が判定され対象者の情報のみ送信される仕組みとなっている。 	事後	より適切な表現に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	Ⅲ-2 「特定個人情報の入手」リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・また、他の機関や庁内他部署から情報を入手する際も、法令・通達等に基づいて賦課徴収に必要な情報のみを取得するため、必要な情報以外を入手することはない。 ・国税連携システムによりeLTAX(地方税ポータルシステム)から必要な情報のみ送信されるため、対象者の情報しか入手することができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・また、他の機関や庁内他部署から情報を入手する際も、法令・通達等に基づいた賦課徴収に必要な情報のみを取得することとしており、その情報の入手は、担当業務により限定された税務職員(会計年度任用職員等を含む。)が、法令・通達等に基づいて入手する場合には限られる。 ・国税連携システムにおいては、アクセス権限を与えられた税務職員(会計年度任用職員等を含む。)のみしか操作することができず、その情報を入手する際は、必要な情報しか入手することができないようシステムで制御されている。 	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	Ⅲ-2 「特定個人情報の入手」リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・書面の場合、本人から直接書面を受け取ること原則とし、郵送などの場合は担当所属名および所在地を明記して、当該所在地あてに返送してもらう。 ・国税連携システムによる国税連携データの受信は、専用回線、LGWAN回線を使用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県特定個人情報等の保護に関する取扱規程第6(特定個人情報等の取扱い)を遵守し事務処理を行っている。 ・書面の場合、本人から直接書面を受け取ること原則とし、郵送などの場合は担当所属名および所在地を明記して、当該所在地あてに郵送してもらう。 ・国税連携システムによる国税連携データの受信は、専用回線のLGWAN回線を使用している。 	事後	現状にあわせて追記
令和2年11月16日	Ⅲ-3 「特定個人情報の使用」リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・また、成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・個人を特定する観点から、共用IDの利用を禁止する。 	事後	より適切な表現に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	Ⅲ-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」情報保護管理体制の確認	<p><長崎県における措置> 委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得、若しくは、ISMS認証の取得を要件とする。</p> <p><国税連携システム(eLTAX)における措置> 国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、認定委託先事業者へ委託している。当該事業者は、ISMS認証又はプライバシーマークを取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められたものである。また、毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。</p>	<p><長崎県における措置> ・委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得、若しくは、ISMS認証の取得を要件とする。 ・個人情報の管理及び実施体制について報告を求めている。</p> <p><国税連携システム(eLTAX)における措置> ・国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、認定委託先事業者へ委託している。 ・当該事業者は、ISMS認証又はプライバシーマークを取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められたものである。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。</p>	事後	現状にあわせた修正及び組織名変更による変更
令和2年11月16日	Ⅲ-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先は長崎県の指示または承認があるときを除き、特定個人情報を第三者(再委託先)に提供してはならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先は長崎県の指示または承認があるときを除き、特定個人情報を第三者(再委託先)に提供してはならない。 ・長崎県は委託契約書に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、また報告を求めらる。 	事後	現状にあわせて追記
令和2年11月16日	Ⅲ-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・委託契約書に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、また報告を求めらる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・長崎県は委託契約書に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、また報告を求めらる。 	事後	より適切な表現に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	Ⅲ-6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」リスク1:目的外の入手が行われるリスク_リスクに対する措置の内容	<p><県税総合システムの運用における措置> ・(略)</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①(略) ②(略)</p> <p>※1(略) ※2番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 ※3(略)</p>	<p><県税総合システムの運用における措置> ・(略)</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①(略) ②(略)</p> <p>(※1)(略) (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)(略)</p>	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	Ⅲ-6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク_リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・(略)</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①(略) ②(略)</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法及び条例上認められる提供以外受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合についても記録を残し、提供記録は7年間保管する。また、中間サーバーの職員認証・権限管理機能によるアクセス権限の付与及びその記録の管理等、中間サーバーの運用方針については、国の規定に従う。</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①(略)</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①(略) ②(略)</p>	事後	現状にあわせた修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	Ⅲ-6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」リスク3:入手した特定個人情報 that 不正確であるリスクに対する措置の内容	<p><県税総合システムの運用における措置> ・(略)</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	<p><県税総合システムの運用における措置> ・(略)</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	事後	組織名変更による変更
令和2年11月16日	Ⅲ-6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①略 ②略 ③略 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ※ 略</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①略 ②略 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>	<p><オフライン時の事務処理における措置> ・長崎県特定個人情報等の保護に関する取扱規程第6(特定個人情報等の取扱い)を遵守し事務処理を行っている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①略 ②略 ③略 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)略</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①略 ②略 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。</p>	事後	オフライン時の事務処理における措置を追加及びより適切な表現に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	Ⅲ-6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①(略)</p> <p>②(略)</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①(略)</p> <p>②(略)</p> <p>③(略)</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①(略)</p> <p>②(略)</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①(略)</p> <p>②(略)</p> <p>③(略)</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	Ⅲ-7 「特定個人情報の保管・消去」リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策_具体的な対策の内容	<p><長崎県における措置></p> <p>①県税総合システム・国税連携システムのサーバー及び周辺機器の設置場所は、施錠管理及び入退室管理されており、防火設備が整っている。</p> <p>②サーバー機器等ラックは耐震装置が行われており、施錠管理を行っている。</p> <p>③(略)</p> <p><国税連携システム(eLTAX)における措置></p> <p>・(略)</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>・中間サーバー・プラットフォームにおけるデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理することとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p><長崎県における措置></p> <p>①県税総合システムのサーバー及び周辺機器の設置場所は、施錠管理及び入退室管理されており、防火・防災対策が整っている。</p> <p>②庁舎全体が免震構造であり、かつ耐震のサーバー機器等ラックで施錠管理を行っている。</p> <p>③(略)</p> <p><国税連携システム(eLTAX)における措置></p> <p>・(略)</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームにおけるデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理することとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p>	事後	国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム))の受信サーバを保有しなくなったため及び現状にあわせた修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	Ⅲ-7 「特定個人情報の保管・消去」特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー、端末機器(パソコン)、記憶媒体等の廃棄、所管転換又はリース返却等、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。また、廃棄する場合には、消磁、破碎、溶解等を行い、当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるような措置を行う。 ・(略) 	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー、端末機器(パソコン)、記憶媒体等の廃棄、所管転換又はリース返却等、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。また、廃棄する場合には、消磁、破碎、溶解等を行い、当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるような措置を行う。なお、長崎県ではリース契約にデータ消去を含めて契約しており、リース返却等においてはリース会社に対してデータ消去または破壊を証明する書類(証明書および写真等)の提出を求めていることとしている。 ・(略) 	事後	破壊を証明する書類(証明書および写真等)の提出を求めると追加
令和2年11月16日	Ⅳ-1 「監査」①自己点検_具体的なチェック方法	<ul style="list-style-type: none"> <県税総合システムの運用における措置> ・評価書の記載内容どおりの運用ができているか、年1回担当部署内でチェックを実施する。 ・(略) ・(略) 	<ul style="list-style-type: none"> <県税総合システムの運用における措置> ・評価書の記載内容どおりの運用ができているか、年1回担当部署内でチェックを実施する。 ・長崎県特定個人情報等の保護に関する取扱規程に基づき定期及び必要に応じ随時に点検を行っている。 ・(略) ・(略) 	事後	長崎県特定個人情報等の保護に関する取扱規程に基づき点検を行っていることを追加
令和2年11月16日	Ⅳ-1 「監査」②監査_具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <県税総合システムの運用における措置> ①以下の観点で自己監査(監査委員による監査)を年に一度実施。 ・(略) ②(略) <国税連携システムの運用における措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・(略) 	<ul style="list-style-type: none"> <県税総合システムの運用における措置> ①以下の観点で総括保護管理者による監査を年に一度実施。 ・(略) ②(略) <国税連携システムの運用における措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・(略) 	事後	より適切な表現に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	IV-2 「従業者に対する教育・啓発」_具体的な方法	<p><県税総合システムの運用における措置> ・(略)</p> <p><国税連携システムの運用における措置> 国の指定法人である一般社団法人地方税電子化協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会に担当者を参加させている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバ・プラットフォームの業務につく場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p><県税総合システムの運用における措置> ・(略)</p> <p><国税連携システムの運用における措置> 地方団体が共同して運営する組織である地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に担当者を参加させている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	事後	より適切な表現に変更及び 組織名変更による変更
令和2年11月16日	V-1 「特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」_①請求先	長崎県総務部県民センター・税務課 850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 095-894-3441(県民センター)、095-895-2212(税務課)	長崎県総務部税務課 又は 県民センター 所在地 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 電話番号(ダイヤルイン) 095-895-2212(税務課) 又は 095-894-3441(県民センター)	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	V-1 「特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」_④個人情報ファイル簿の公表	[]	[行っていない]	事後	記載漏れによる追記
令和2年11月16日	V-1 「特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」_④個人情報ファイル簿の公表_個人情報ファイル名		-	事後	記載漏れによる追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	V-1 「特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」④個人情報情報ファイル簿の公表_公表場所		—	事後	記載漏れによる追記
令和2年11月16日	V-2 「特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ」①連絡先	長崎県総務部税務課情報管理班 850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 095-895-2216	長崎県総務部税務課 所在地 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 電話番号(ダイヤルイン) 095-895-2212	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	VI-1 「基礎項目評価」①実施日	2014/12/26	2020/7/27	事後	
令和2年11月16日	VI-2 「国民・住民等からの意見の聴取」②実施日・期間	平成27年9月3日から平成27年10月2日まで	令和2年9月23日から令和2年10月22日まで	事後	
令和2年11月16日	VI-3 「第三者点検」②実施日	平成27年10月26日	2020/11/4	事後	
令和3年8月5日	I-5 「個人番号の利用」	○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ○番号法第9条第2項 ○長崎県番号利用条例 第4条第1項及び第2項	○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法第9条第2項 ○長崎県番号利用条例 第4条第1項及び第2項	事後	特定個人情報保護評価指針の改正(令和3年2月5日)に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月5日	I-6 「情報提供ネットワークシステムによる情報連携」	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 28の項 ・特定個人情報の提供 なし ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・主務省令で定める事務 第21条各号 ・主務省令で定める情報 なし	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 28の項 ・特定個人情報の提供 なし	事後	特定個人情報保護評価指針の改正(令和3年2月5日)に伴う変更
令和4年7月15日	I-6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携_②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 28の項 ・特定個人情報の提供 なし	○番号法第19条第8号 別表第二 ・特定個人情報の照会 28の項 ・特定個人情報の提供 なし	事後	
令和4年7月15日	II-6 「特定個人情報の保管・消去」_①消去方法	<県税総合システムの運用における措置> (略) <国税連携システム(eLTAX)における措置> (略) <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は長崎県からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<県税総合システムの運用における措置> (略) <国税連携システム(eLTAX)における措置> (略) <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は長崎県からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月15日	Ⅲ-6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> (略)</p>	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> (略)</p>	事後	
令和4年7月15日	Ⅲ-6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置の内容	<p><県税総合システムの運用における措置> (略)</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	<p><県税総合システムの運用における措置> (略)</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	事後	
令和5年6月30日	Ⅳ-2 従業者に対する教育啓発	<p><県税総合システムの運用における措置> ①及び② 略 ③受託事業者に対しては、契約内容に【特】個人情報保護に関する特記事項を明記している。 ④ 略</p>	<p><県税総合システムの運用における措置> ①及び② 略 ③受託事業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記している。 ④ 略</p>	事後	長崎県個人情報取扱事務委託基準の一部改正による変更
令和6年12月18日	表紙 「特記事項」	<p>・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において長崎県個人情報取扱事務委託基準に基づく別記【特】個人情報取扱特記事項を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。</p>	<p>・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において長崎県個人情報取扱事務委託基準に基づく別記個人情報取扱特記事項を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。</p>	事後	委託基準改正(令和5年3月15日)に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月18日	I-5 「個人番号の利用」	○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法第9条第2項 ○長崎県番号利用条例 第4条第1項及び第2項	○番号法第9条第1項 別表24の項 ○番号法第9条第2項 ○長崎県番号利用条例 第4条第1項及び第2項	事後	番号法等の一部を改正する 法律の施行(令和6年5月27 日)に伴う変更
令和6年12月18日	I-6 「情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携」	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 28の項 ・特定個人情報の提供 なし	○番号法第19条第8号 に基づく主務省令 ・特定個人情報の照会 第2条の表49の項 ・特定個人情報の提供 なし	事後	番号法等の一部を改正する 法律の施行(令和6年5月27 日)に伴う変更
令和6年12月18日	II-3 「特定個人情報の入手・使 用」 ③入手の時期・頻度	○定期的に入手する事務 ・個人事業税の課税に関する事務「年間を通 して随時入手(約70日/年(令和1年度))」 (※国税連携システムにより、国税庁からeLT AX(地方税ポータルシステム)を経由して、電 子データにより国税連携データを日次で受信 している。)	○定期的に入手する事務 ・個人事業税の課税に関する事務「年間を通 して随時入手(約70日/年)」(※国税連携シ ステムにより、国税庁からeLTAX(地方税 ポータルシステム)を経由して、電子データに より国税連携データを日次で受信している。)	事前	より適切な表現に変更
令和6年12月18日	II-5 「特定個人情報の提供・移 転」 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事前	番号法等の一部を改正する 法律の施行(令和6年5月27 日)に伴う変更
令和7年6月12日	表紙 「特記事項」	漏洩	漏えい	事後	関係法令の記載に合わせ変 更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	I-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」 -「システム2」 ②システムの機能	1. 宛名番号付番機能: 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。 2. 宛名情報等管理機能: 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する機能。 3. 中間サーバ連携機能: 中間サーバ又は中間サーバ端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する機能。 4. 既存システム連携機能: 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報を通知する機能。	1. 宛名番号付番機能: 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。 2. 宛名情報等管理機能: 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。 3. 中間サーバ連携機能: 中間サーバ又は中間サーバ端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能。 4. 既存システム連携機能: 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。	事後	表記の統一
令和7年6月12日	I-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」 -「システム5」 ①システムの名称	国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム))	国税連携システム	事後	表記の統一
令和7年6月12日	I-5 「個人番号の利用」	○番号法第9条第1項 別表24の項 ○番号法第9条第2項 ○長崎県番号利用条例 第4条第1項及び第2項	○番号法第9条第1項 別表24の項 133の項 ○番号法第9条第2項 ○番号法第9条第6項 ○番号法第19条第9号 ○長崎県番号利用条例 第4条第1項及び第2項	事後	運用実態に合わせ、根拠条項を整理し、追記するもの
令和7年6月12日	I-(別添1) 事務の内容	—	別紙ファイルに移動	事後	本体と分けることで確認を容易にするもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	Ⅱ-2 「基本情報」 ③対象となる本人の範囲 -その必要性	県税の公平・公正な賦課、徴収を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報を保有。	県税の公平・公正な賦課徴収及び効率化を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報を保有。	事後	適切な表現にするため
令和7年6月12日	Ⅱ-2 「基本情報」 ④記録される項目 -主な記録項目	・連絡先等情報 [○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	・連絡先等情報 [○]5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)	事後	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の改正に伴い、全項目評価書の評価書様式の一部が改正(令和7年5月26日付)されたことによる修正
令和7年6月12日	Ⅱ-2 「基本情報」 ④記録される項目 -その妥当性	1(略) 2. 4情報および連絡先:①賦課決定に際し課税要件を確認するため、②納税通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡等のため。 3~6(略)	1(略) 2. 5情報および連絡先:①賦課決定に際し課税要件を確認するため、②納税通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡等のため。 3~6(略)	事後	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の改正に伴い、全項目評価書の評価書様式の一部が改正(令和7年5月26日付)されたことによる修正
令和7年6月12日	Ⅱ-3 「特定個人情報入手・使用」 -「①入手元」	[○]行政機関・独立行政法人等(税務署(国税庁))	[○]行政機関・独立行政法人等(税務署(国税庁)、デジタル庁)	事後	記載漏れ
令和7年6月12日	Ⅱ-3 「特定個人情報入手・使用」 -「②入手方法」	[○]その他(国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム))	[○]その他(国税連携システム)	事後	表記の統一

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	II-3 「特定個人情報入手・使用」 -「③入手の時期・頻度」	○定期的に入手する事務 ・個人事業税の課税に関する事務「年間を通して随時入手(約70日/年)」(※国税連携システムにより、国税庁からeLTAX(地方税ポータルシステム)を経由して、電子データにより国税連携データを日次で受信している。) ○個別に対応する事務 ・申告及び届出時:「申請等を受け付けた都度」 (略)	○随時入手する事務 ・個人事業税の課税に関する事務「年間を通して入手」(※国税連携システムにより、国税庁からeLTAX(地方税ポータルシステム)を経由して、電子データにより国税連携データを日次で受信している。) ・申告及び届出時:「申請等を受け付けた都度」 (略)	事後	適切な表現にするため
令和7年6月12日	II-3 「特定個人情報入手・使用」 -「④入手に係る妥当性」	○定期的に入手する事務 ・個人事業税を課税するため、国税連携システムにより、国税庁からeLTAX(地方税ポータルシステム)を経由して、電子データにより国税連携データを入手している。 ○個別に対応する事務 ・新規の申告又は届出については、まず本人からの紙ベースの申告及び届出等を原則としており、これを受け付けることにより、課税事務等に必要な情報を随時入手する。	○随時入手する事務 ・個人事業税を課税するため、国税連携システムにより、国税庁からeLTAX(地方税ポータルシステム)を経由して、電子データにより国税連携データを入手している。 ・新規の申告又は届出については、まず本人からの紙または電子の申告及び届出等を原則としており、これを受け付けることにより、課税事務等に必要な情報を随時入手する。	事後	適切な表現にするため
令和7年6月12日	II-3 「特定個人情報入手・使用」 -「⑥使用目的」	県税の公平・公正な賦課徴収事務	県税の公平・公正な賦課徴収事務及び効率化	事後	適切な表現にするため
令和7年6月12日	II-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 -「委託事項2」	国税連携システム(eLTAX)の構築・運用等	国税連携システムの構築・運用等	事後	表記の統一

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	II-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 -「委託事項2」 -「①委託内容」	国税連携システム(eLTAX)の構築・運用等のサービスを提供する業務	国税連携システムの構築・運用等のサービスを提供する業務	事後	表記の統一
令和7年6月12日	II-5 「特定個人情報の提供・移転」 -「④提供する情報の対象となる本人の数」	1万人未満	10万人以上100万人未満	事後	実態の規模に合わせて修正
令和7年6月12日	II-5 「特定個人情報の提供・移転」 -「⑥提供方法」	[<input type="radio"/>]その他(国税連携システム(eLTAX)(地方税ポータルシステム))	[<input type="radio"/>]その他(国税連携システム)	事後	表記の統一
令和7年6月12日	II-6 「特定個人情報の保管・消去」 -「①保管場所」	<国税連携システム(eLTAX)における措置>	<国税連携システムにおける措置>	事後	表記の統一

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	II-6 「特定個人情報の保管・消去」 -「①保管場所」	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	自治体中間サーバ・プラットフォーム更改に伴う修正(令和7年5月2日付通知)
令和7年6月12日	II-6 「特定個人情報の保管・消去」 -「③消去方法」	<p><国税連携システム(eLTAX)における措置></p>	<p><国税連携システムにおける措置></p>	事後	表記の統一

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	Ⅱ-6 「特定個人情報の保管・消去」 -「③消去方法」	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は長崎県からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p>	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は長崎県からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。</p> <p>さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p>	事後	自治体中間サーバ・プラットフォーム更改に伴う修正(令和7年5月2日付通知)
令和7年6月12日	Ⅱ-(別添2) 事務の内容	—	別紙ファイルに移動	事後	本体と分けることで確認を容易にするもの
令和7年6月12日	Ⅱ-(別添2) 事務の内容	—	たばこ税、狩猟税以外のサブのファイル・マスクの並べ替え・追加、項目の増減	事後	制度改正に伴う変更
令和7年6月12日	Ⅲ-3 「特定個人情報の使用」 -「リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク」 -「ユーザ認証の管理」 -「具体的な管理方法」	<p>静脈認証若しくはパスワードによる認証を行う。</p>	<p>顔認証若しくはパスワードによる認証を行う。</p>	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	Ⅲ-3 「特定個人情報の使用」 「リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク」 -「アクセス権限の発効・失効の管理」 -「具体的な管理方法」	②失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職情報を電子県庁システムから取得し、アクセス権限を更新することで、異動退職者のユーザIDを失効させる。	②失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職情報を電子県庁システムから取得し、アクセス権限を更新することで、異動退職者のユーザIDを失効させる。 ・休職者についても個別にアクセス権限を剥奪している。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更
令和7年6月12日	Ⅲ-3 「特定個人情報の使用」 「リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク」 -「アクセス権限の管理」 -「具体的な管理方法」	・共用IDは発効せずに職員個人に対して発行している。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を電子県庁システムから取得し、アクセス権限を更新することで、異動退職者のユーザIDを失効させる。	・共用IDは窓口用のみ機能を限定して発行し、それ以外は職員個人に対して発行している。 ・特定個人情報への不要なアクセスがないか、ログを毎月確認している。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を電子県庁システムから取得し、アクセス権限を更新することで、異動退職者のユーザIDを失効させる。 ・休職者についても個別にアクセス権限を剥奪している。	事後	適切な表現にするための修正及び個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更
令和7年6月12日	Ⅲ-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 -「情報保護管理体制の確認」	< 国税連携システム(eLTAX)における措置 > ・国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、認定委託先事業者に委託している。	< 国税連携システムにおける措置 > ・国税連携システムの運営に関する業務は、認定委託先事業者に委託している。	事後	表記の統一

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	Ⅲ-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 -「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」 -「具体的な制限方法」	<国税連携システム(eLTAX)における措置> 認定委託先事業者においては、国税連携システム(eLTAX)にアクセスできる要員をシステムの運用担当者に制限するとともに、システムへのアクセスに生体認証装置を導入している。また、運用担当者はあらかじめ承認された手順に従ってのみ作業を行っており、ファイルの内容の閲覧・更新を行わないような運用をしている。	<国税連携システムにおける措置> 認定委託先事業者においては、国税連携システムにアクセスできる要員をシステムの運用担当者に制限するとともに、システムへのアクセスに生体認証装置を導入している。また、運用担当者はあらかじめ承認された手順に従ってのみ作業を行っており、ファイルの内容の閲覧・更新を行わないような運用をしている。	事後	表記の統一
令和7年6月12日	Ⅲ-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 -「特定個人情報ファイルの取扱いの記録」 -「具体的な方法」	<国税連携システム(eLTAX)における措置> 認定委託先事業者においては、国税連携システム(eLTAX)の操作履歴(業務イベントログ・操作ログ)の確認手順を定めている。業務イベントログにおいて、毎日の警告・エラー数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。また、操作ログにおいて、毎日のログイン失敗回数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。なお、操作ログは7年間保管する。	<国税連携システムにおける措置> 認定委託先事業者においては、国税連携システム(eLTAX)の操作履歴(業務イベントログ・操作ログ)の確認手順を定めている。業務イベントログにおいて、毎日の警告・エラー数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。また、操作ログにおいて、毎日のログイン失敗回数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。なお、操作ログは7年間保管する。	事後	表記の統一

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	Ⅲ-6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」 「リスク4: 入手の際に特定個人情報が増えい・紛失するリスク」 -「リスクに対する措置の内容」	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①～②(略) ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①～②(略) ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	事後	自治体中間サーバ・プラットフォーム更改に伴う修正(令和7年5月2日付通知)
令和7年6月12日	Ⅲ-6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」 「情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置」	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①～③(略) ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①～③(略) ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	自治体中間サーバ・プラットフォーム更改に伴う修正(令和7年5月2日付通知)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	Ⅲ-7 「特定個人情報の保管・消去」 -「リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」 -「⑤物理的対策」 -「具体的な対策の内容」	< 国税連携システム(eLTAX)における措置 > ・サーバは認定委託先事業者所有のデータセンター内に設置し、24時間365日運用監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。 ・データセンターは全館システムによる入退館管理及びビデオカメラによる監視を実施するとともに、サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみ限定し、生体認証による入室管理を実施。 ・サーバ等全機器はラックに設置し常時施錠している。	< 国税連携システムにおける措置 > ・サーバは認定委託先事業者所有のデータセンター内に設置し、24時間365日運用監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。 ・データセンターは全館システムによる入退館管理及びビデオカメラによる監視を実施するとともに、サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみ限定し、生体認証による入室管理を実施。 ・サーバ等全機器はラックに設置し常時施錠している。	事後	表記の統一
令和7年6月12日	Ⅲ-7 「特定個人情報の保管・消去」 -「リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」 -「⑤物理的対策」 -「具体的な対策の内容」	< 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 > ①中間サーバ・プラットフォームにおけるデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理することとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	< 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 > ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事後	自治体中間サーバ・プラットフォーム更改に伴う修正(令和7年5月2日付通知)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	Ⅲ-7 「特定個人情報の保管・消去」 -「リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」 -「⑥技術的対策」 -「具体的な対策の内容」	①県税総合システムへのログインには静脈認証を利用している。	①県税総合システムへのログインには顔認証を利用している。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和7年6月12日	Ⅲ-7 「特定個人情報の保管・消去」 -「リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」 -「⑥技術的対策」 -「具体的な対策の内容」	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①～③(略)	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①～③(略) ④中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事後	自治体中間サーバ・プラットフォーム更改に伴う修正(令和7年5月2日付通知)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	IV-1 「監査」 -「①自己点検」 -「具体的なチェック方法」	<p><国税連携システムの運用における措置></p> <p>・国税連携システム(eLTAX)にあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示206号)の達成状況について、自己評価を実施している。</p>	<p><国税連携システムの運用における措置></p> <p>・国税連携システムにあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成31年総務省告示151号、152号)の達成状況について、自己評価を実施している。</p>	事後	表記の統一及び法令改正に伴う修正
令和7年6月12日	IV-1 「監査」 -「②監査」 -「具体的な内容」	<p><国税連携システムの運用における措置></p> <p>国税連携システム(eLTAX)については、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。</p>	<p><国税連携システムの運用における措置></p> <p>国税連携システムについては、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。</p>	事後	表記の統一
令和7年6月12日	IV-1 「監査」 -「②監査」 -「具体的な内容」	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>	事後	自治体中間サーバ・プラットフォーム更改に伴う修正(令和7年5月2日付通知)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	IV-3 -「その他のリスク対策」	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実施する。</p>	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実施する。</p>	事後	自治体中間サーバ・プラットフォーム更改に伴う修正(令和7年5月2日付通知)
令和7年6月12日	(別添3) 変更箇所	—	別紙ファイルに移動	事後	本体と分けることで確認を容易にするもの